令和元年度
新規（更新）指定介護保険事業者研修

介 護 保 険 事 業 者
指定基準と報酬体系

（介護予防）訪問入浴介護

和歌山県介護サービス指導室

【目　次】

１　訪問入浴介護（介護予防訪問入浴介護）とは・・・・・・・・・・・・Ｐ１
２　人員基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ２
３　設備基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ２
４　運営基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ２
５　加算及び減算について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ７
６　自主点検調書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ１６

【基準・解釈通知一覧】

項目	種類	名称	凡例
人員・設備・運営	基準省令	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準 （平成 11 年厚生省令第 37 号）	居宅基準
		指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 （平成 18 年厚生省令第 35 号）	予防基準
	解釈通知	指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について （平成 11 年老企第 25 号）	基準解釈通知
介護報酬の算定	基準省令	指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準 （平成 12 年厚生省告示第 19 号）	居宅算定基準
		指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準 （平成 18 年厚生省告示第 127 号）	予防算定基準
	解釈通知	指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について （平成 12 年老企第 36 号）	居宅算定基準留意事項
		指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について （平成 12 年老計発第 0317001 号）	予防算定基準留意事項

１　訪問入浴介護（介護予防訪問入浴介護）とは

○　**介護保険における訪問入浴介護とは、要介護者に対し、その居宅を訪問し浴槽を提供して行う入浴の介護をいう。**

この法律において「訪問入浴介護」とは、居宅要介護者について、その者の居宅を訪問し、浴槽を提供して行われる入浴の介護をいう。

介護保険法第８条第３項

○　**介護保険における介護予防訪問入浴介護とは、介護予防を目的として、要支援者に対し、その居宅を訪問し浴槽を提供して行う入浴の介護をいう。**

この法律において「介護予防訪問入浴介護」とは、居宅要支援者について、その介護予防を目的として、厚生労働省令で定める場合に、その者の居宅を訪問し、厚生労働省令で定める期間にわたり浴槽を提供して行われる入浴の介護をいう。

介護保険法第８条の２第２項

＊　「厚生労働省令で定める場合」とは？

→　疾病その他のやむを得ない理由により入浴の介護が必要なとき（法施行規則第２２条の４）

＊　「厚生労働省令で定める期間」とは？

→　居宅要支援者ごとに定める介護予防サービス計画において定めた期間（法施行規則第２２条の ２）

【事業所指定の単位】

○　**事業所指定は原則としてサービス提供の拠点ごとに受ける必要がある。**

○　**例外的な位置付けである出張所（サテライト事業所）設置が認められるかどうかは、個別判断となる。**

事業者の指定は、原則としてサービス提供の拠点ごとに行うものとするが、地域の実情等を踏まえ、サービス提供体制の面的な整備、効率的な事業実施の観点から本体の事業所とは別にサービス提供等を行う出張所等であって、次の要件を満たすものについては、一体的なサービス提供の単位として「事業所」に含めて指定することができる取扱いとする。なお、この取扱いについては、同一法人にのみ認められる。

①　利用申込みに係る調整、サービス提供状況の把握、職員に対する技術指導等が一体的に行われること。

②　職員の勤務体制、勤務内容等が一元的に管理されること。必要な場合に随時、主たる事業所や他の出張所等との間で相互支援が行える体制（例えば、当該出張所等の従業者が急病等でサービスの提供ができなくなった場合に、主たる事業所から急遽代替要員を派遣できるような体制）にあること。

③　苦情処理や損害賠償等に際して、一体的な対応ができる体制にあること。

④　事業の目的や運営方針、営業日や営業時間、利用料等を定める同一の運営規程が定められていること。

⑤　人事、給与・福利厚生等の勤務条件等による職員管理が一元的に行われること。

基準解釈通知

２　人員基準

職種名	資格要件	配置要件	
管理者	特になし	・常勤職員であること。 ※管理者の業務に支障がない場合は、当該訪問入浴介護事業所の他の職務又は同一敷地内の他事業所等の職務と兼務可。ただし、併設の入所施設において入所者に対しサービス提供を行う看護・介護職員との兼務はできない。	
看護職員	看護師、准看護師	１以上	看護職員又は介護職員のうち１名は常勤でなければならない。
介護職員	特になし	２以上	

３　設備基準

【概要】

種　　別	内　　容
専用の事務室及び区画	・ 事業運営に必要な面積を有すること。 ・ 専用が望ましいが、間仕切り等で明確に区分される場合は、他の事業同一の事務室でも差し支えない（区分がされていなくても業務に支障がないときは、指定訪問介護の事業を行うための区画が明確に特定されていれば足りる。） ・ 利用申込の受付、相談等に対応するのに適切なスペースを確保する。 ・ 浴槽等の備品・設備等を保管するために必要なスペースを確保する。
設備・備品等	・浴槽（身体の不自由な者が入浴するのに適したもの） ・車両（浴槽を運搬し又は入浴設備を備えたもの） ・感染症予防に必要な設備等 ＊　互いの運営に支障がない場合は、同一敷地内の他の事業所、施設等に備え付けられた設備及び備品等を使用することができる。

４　運営基準

【概要】

○　**利用料等の受領　居宅基準第 48 条**

通常の利用料のほか、次の費用の支払いを受けることができる。
- 通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定訪問入浴介護を行う場合に要する交通費
- 利用者の選定により提供される特別な浴槽水等に係る費用

【Q】訪問入浴介護サービスにおいて、当該サービスで使用する、湯、石鹸、タオル、シャンプー等必要とするものは、事業者が用意すべきものと考えるがいかがでしょうか。
【A】基準省令第 37 号第 48 条参照の上、記載されていない事項については、事業者の負担である。
WAM－NET Q&A

○　取扱方針　居宅基準第 50 条

＊　訪問するスタッフ（１回の訪問につき）

訪問入浴介護　　→　看護職員１名　＋　介護職員２名

介護予防訪問入浴介護　→　看護職員１名　＋　介護職員１名　　※予防算定基準

＊　上記スタッフのうち１名をサービス提供の責任者とする。

→　入浴介護に関する知識や技術を有したものであって、衛生管理や入浴サービスの提供に当たって他の従業者に対し作業手順など適切な指導を行うとともに、利用者が安心してサービス提供を受けられるように配慮すること。

＊　利用者の身体の状況が安定していること等から、入浴により利用者の身体の状況等に支障を生ずるおそれがないと認められる場合においては、主治の医師の意見を確認した上で、看護職員に代えて介護職員を充てることができる（この場合、報酬を 100 分の 95 に減算して請求する。）

→　次に確認すべき時期についても利用者の主治医に確認しておくこと。

＊　サービスの提供に用いる設備、器具その他の用品の使用に際して安全及び清潔の保持に留意し、特に利用者の身体に接触する設備、器具その他の用品については、サービスの提供ごとに消毒したものを使用する。

→　浴槽など利用者の身体に直に接触する設備・器具類は、利用者１人ごとに消毒した清潔なものを利用し、使用後に洗浄及び消毒を行うこと。また、保管にあたっても清潔保持に留意すること。

→　皮膚に直に接触するタオル等については、利用者１人ごとに取り替えるか個人専用のものを利用する等、安全清潔なものを使用すること。

→　消毒方法等についてマニュアルを作成するなど、当該従業者に周知させること。

○　緊急時等の対応　居宅基準第 51 条

指定訪問入浴介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ当該指定訪問入浴介護事業者が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

→　協力医療機関については次の点に留意

①　通常の事業実施地域内にあることが望ましい。

②　円滑な協力を得るため、あらかじめ必要な事項を取り決めておくこと。

○　重要事項を説明し、利用者の同意を得なければならない　居宅基準第 8 条

介護保険のサービスは、利用者及びその家族に十分な説明を行い、重要事項を記載した文書（重 要事項説明書）を交付し、文書による同意を得たうえで開始すること

～重要事項説明書に記載すべき事項～

① 運営規程の概要

② 当該訪問入浴介護従事者の勤務体制

③ 事故発生時の対応

④ 苦情処理の体制

⑤ 提供するサービスの第三者評価の状況(実施の有無、直近の実施年月日、評価機関の名称、評価結果の開示状況)

⑥ その他（秘密保持、衛生管理など）

○ 正当な理由なくサービス提供を拒否してはならない　居宅基準第 9 条

正当な理由なく指定訪問入浴介護の提供を拒否してはならず、特に、要介護度や所得の多寡を理由に拒否してはならない。

～正当な理由の例～

① 事業所の現員では対応しきれない。

② 利用申込者の居住地が通常の事業の実施地域外である。

③ その他適切な指定訪問入浴介護を提供することが困難である。

○ ケアプランに沿ったサービスを提供しなければならない　居宅基準第 16 条

指定訪問入浴介護事業者は、居宅サービス計画（施行規則第 64 条第一号ハ及びニに規定する計画を含む。以下同じ。）が作成されている場合は、当該計画に沿った指定訪問入浴介護を提供しなければならない。

※「施行規則第 64 条第一号ハ及びニに規定する計画」とは、小規模多機能型居宅介護事業所で作成した居宅サービス計画（ハ）及び被保険者（利用者）が自分で作成し、市町村に届け出た計画（ニ）をいう。

○ サービス提供時には、職員証等を携行しなければならない　居宅基準第 18 条

従業者に職員証や名札等を携行させ、利用者又はその家族から求められたときはこれを提示しなければならない。この職員証等には、当該指定訪問入浴介護事業所の名称、当該訪問入浴介護従業者の写真の貼付や職能の記載を行うことが望ましい。

○ サービス提供等の記録を行わなければならない　居宅基準第　19 条

提供日、内容、保険給付の額その他必要な事項を利用者の居宅サービス計画の書面又はサービス利用票等に記載しなければならない。

また、サービス事業者間の密接な連携等を図るため、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法（利用者の手帳等に記載するなど）により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。

～提供した具体的なサービスの内容の記録の重要性～

基準上「提供した具体的なサービスの内容」「利用者の心身の状況」「その他必要な事項」を記録することとされており、これらも含めて記録すること（単にあらかじめ用意した分類項目にチェックするだけの記録のみでは不適当）

趣旨は次のとおり。

（1）利用者に対するサービスの質の向上に繋がること

提供しているサービスが利用者の課題解決につながっているか、自立支援のために真に必要なサービスであるかどうか等を、管理者及び連携する居宅介護支援事業所等が把握できるような記録とすることにより、利用者に対するサービスの質の向上に繋げる必要がある。

（2）サービス内容や報酬請求が適正であることを証明する重要資料であること

事業者には、サービス内容や報酬請求が適正であることを保険者や県に対し証明する責任がある。このための証拠として、提供した具体的なサービスの内容の記録が重要となる。

○　領収証を交付しなければならない　介護保険法第 41 条第 8 項

指定居宅サービス事業者は、指定居宅サービスその他のサービスの提供に要した費用につき、その支払を受ける際、当該支払をした居宅要介護被保険者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、領収証を交付しなければならない。　介護保険法第 41 条第 8 項

指定居宅サービス事業者は、法第四十一条第八項の規定により交付しなければならない領収証に、指定居宅サービスについて居宅要介護被保険者から支払を受けた費用の額のうち、同条第四項第一号又は第二号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定居宅サービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に指定居宅サービスに要した費用の額とする。）、食事の提供に要した費用の額及び滞在に要した費用の額に係るもの並びにその他の費用の額を区分して記載し、当該その他の費用の額についてはそれぞれ個別の費用ごとに区分して記載しなければならない。　介護保険法施行規則第 65 条

～領収証の取扱い～

・ 利用回数、費用区分等を明確にすること
・ 口座引き落としの場合にも必要
・ 利用料が医療費控除の対象となる場合もあるため、医療費控除が受けられる領収書を発行する必要がある

→「介護保険制度下での居宅サービス等の対価に係る医療費控除の取扱いについて」（平成 28 年 10 月 3 日厚生労働省老健局総務課事務連絡）参照

○ 管理者等は、定められた責務を果たさなければならない　居宅基準第 52 条

① 管理者の責務

・ 従業者及び業務の実施状況の把握その他の一元的管理
・ 利用の申込みに係る調整
・ 従業者に運営基準を遵守させるための指揮命令

○　事業所ごとに勤務体制を定め、サービスを提供しなければならない　居宅基準第 30 条

① 原則として月ごとの勤務表を作成し、日々の勤務体制を明確にすること。

～勤務表に記載すべき事項～

・ 日々の勤務時間
・ 職務の内容
・ 常勤・非常勤の別
・ 管理者との兼務関係　等

② 雇用契約、労働者派遣法に規定する労働者派遣契約その他の契約により、当該事業所の指揮管理下にある訪問入浴介護従業者によりサービスを提供すること。

③ 訪問入浴介護従業者の質の向上を図るため、研修機関が実施する研修や当該事業所内の研修への参加の機会を計画的に確保すること。

○　重要事項を掲示しなければならない　居宅基準第 32 条

運営規程の概要、従業者の勤務体制その他の利用申込者のサービス選択に資すると認められる重要事項を、事業所内の見やすい場所に掲示しなければならない。

○　利用者の秘密を保持しなければならない　居宅基準第 33 条

① 従業者は、正当な理由なく、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を漏らしてはならない。また、事業者は、従業者が退職した後も、秘密保持を図るよう必要な措置を必要な措置を講じなければならない。

② サービス担当者会議等において、課題分析等のために利用者及びその家族の個人情報を用いる場合には、あらかじめ文書による同意を得ておかなければならない。この同意は、契約時に利用者及び家族から包括的な同意を得ておくことで足りる。

○　記録を整備しなければならない　居宅基準第 53 条の 2

事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。また、サービス提供に関する次に掲げる記録を整備し、サービスを提供した日から５年間保存しなければならない。

① 第１９条第２項に規定する提供した具体的なサービス内容等の記録
② 第２６条に規定する市町村への通知に係る記録
③ 第３６条第２項に規定する苦情の内容等の記録
④ 第３７条第２項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

※保存期限については和歌山県の条例による。

○　苦情処理の体制を整備し、適切に対応しなければならない　居宅基準第 36 条

① 苦情処理の体制を整備しておかなければならない。
② 苦情を受け付けた際は、その内容を記録しなければならない。
③ 苦情に関し、市町村や国保連が行う調査等に協力するとともに、指導又は助言に従い必要な改善を行わなければならない。

なお、苦情処理体制及び手順等具体的な措置の概要を重要事項説明書に記載し、事業所に掲示すること。

5　加算及び減算について

【概要】

介護職員３名（予防の場合は 2 名）が行う（看護職員が含まれない）場合 **所定単位数の 95/100**	利用者の身体の状況が安定していること等から、入浴により利用者の身体の状況等に支障を生ずるおそれがないと認められる場合、主治の医師の意見を確認した上で行うこと。 上記の利用者には、３名（予防の場合２名）のうち看護職員が含まれている体制で対応した場合にも基本単位の９５／１００を算定する。
全身入浴が困難で清拭又は部分浴を実施した場合 **所定単位数の 70/100**	部分浴とは、洗髪、陰部、足部等の洗浄をいう。
事業所と同一の敷地内又は隣接する敷地内の建物若しくは事業所と同一建物に居住する利用者にサービス提供する場合 **所定単位数の** **①、③　90/100** **②　　85/100**	①　事業所と同一の敷地内又は隣接する敷地内の建物若しくは事業所と同一建物に居住する利用者にサービス提供する場合は、所定単位数の90%を算定する。（②に該当する場合を除く。） ②　①の建物のうち、当該建物に居住する利用者の人数が１月あたり 50 人以上の場合の利用者にサービスを提供する場合は、所定単位数の85%を算定する。 ③　事業所における１月当たりの利用者が同一建物に 20 人以上居住する建物（①に該当する以外のもの）に居住する利用者にサービス提供する場合は、所定単位数の 90%を算定する。

特別地域訪問入浴介護加算 **所定単位数＋15/100**	「厚生労働大臣が定める地域」に存在する地域に所在する指定訪問入浴介護事業所の訪問入浴介護従業者が、指定訪問入浴介護を行った場合に算定する。
中山間地域等における小規模事業所加算 **所定単位数＋10/100**	以下の（１）及び（２）の要件に該当する場合は、１回につき所定単位数の１００分の１０に相当する単位数を所定単位数に加算する。 （１）事業所が「厚生労働大臣が定める地域」に所在すること（特別地域加算の対象地域を除く。） （２）延訪問回数が２０回以下/月（介護予防訪問入浴介護は延訪問回数が５回以下/月）の事業所であること。
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 **所定単位数＋5/100**	「厚生労働大臣が定める地域」に居住する利用者に対し、通常の事業の実施地域を越えてサービスを提供する場合は、１回につき所定単位の１００分の５に相当する単位数を所定単位数に加算する。 ⇒「通常の事業の実施地域」とは、事業所の運営規定に定める「通常の事業の実施地域」。この加算を算定する場合、通常の事業の実施地域を越えた場合の交通費は徴収不可。

サービス提供体制強化加算 （Ⅰ）イ　＋３６単位 （Ⅰ）ロ　＋２４単位 （１回につき）	別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定訪問入浴介護事業所が、利用者に対し、指定訪問入浴介護を行った場合は、1回につき所定単位数を加算する。

介護職員処遇改善加算 （Ⅰ）:各種加算減算を加えて算定した単位数の 58/1000 (Ⅱ):各種加算減算を加えて算定した単位数の 42 / 1000 (Ⅲ）:各種加算減算を加えて算定した単位数の 23/1000 (Ⅳ):(Ⅲ)の 90% （Ⅴ):(Ⅲ)の 80%	別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た事業所が指定訪問入浴介護を行った場合に算定できる。 ※(Ⅰ)、(Ⅱ)及び(Ⅲ)については、平成 33 年３月 31 日までの間、(Ⅳ)及び(Ⅴ)については、別に厚生労働大臣が定める期日までの間算定できる。

○　**当日の状況により入浴を見合わせた場合は、訪問入浴費の報酬は請求できない。**

> 実際に入浴を行った場合に算定の対象となり、入浴を見合わせた場合には算定できない。 ただし、利用者の希望により清拭、部分浴を実施した場合には、所定単位数に７０／１００を乗じて得た単位数を請求できる。
>
> 居宅算定基準留意事項

【他の居宅サービスとの給付調整】

○　**居宅要介護者であっても、利用者が以下のサービスを受けている場合は（介護予防）訪問入浴介護費は算定できない。**

> 利用者が短期入所生活介護、短期入所療養介護若しくは特定施設入居者生活介護又は小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護若しくは複合型サービスを受けている間は、訪問入浴介護費は、算定しない。
>
> 居宅算定基準

【同一時間帯に他の訪問サービスを利用する場合の取扱い】

○　**同一時間帯にひとつの訪問サービスが原則であるが、利用者の心身の状況や介護の内容に応じて、必要があると認められる場合に限り、同一時間帯に以下の組み合わせの訪問サービスをそれぞれ算定できる。**

・ 訪問介護＋訪問看護　・ 訪問介護＋訪問リハビリテーション

※ 訪問介護＋訪問入浴、訪問看護＋訪問入浴は認められない。

利用者は同一時間帯にひとつの訪問サービスを利用することを原則とする。ただし、訪問介護と訪問看護、又は訪問介護と訪問リハビリテーションを、同一利用者が同一時間帯に利用する場合は、利用者の心身の状況や介護の内容に応じて、同一時間帯に利用することが介護のために必要がある と認められる場合に限り、それぞれのサービスについてそれぞれの所定単位数が算定される。例え ば、家庭の浴槽で全身入浴の介助をする場合に、適切なアセスメント(利用者について、その有する 能力、既に提供を受けている指定居宅サービス等のその置かれている環境等の評価を通じて利用者 が現に抱える問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する 上で解決すべき課題を把握することをいう。以下同じ。）を通じて、利用者の心身の状況や介護の 内容から同一時間帯に訪問看護を利用することが必要であると判断され、３０分以上１時間未満の 訪問介護(身体介護中心の場合）と訪問看護(指定訪問看護ステーションの場合）を同一時間帯に利 用した場合、訪問介護については３９４単位、訪問看護については８１４単位がそれぞれ算定され ることとなる。※下線箇所は平成 30 年度の介護報酬改定後の数字に更新済み

居宅算定基準留意事項

【Q】同一利用者が同一時間帯に訪問入浴介護と訪問介護を利用できるか。

【A】利用者は同一時間帯にひとつの訪問サービスを利用することを原則としている。ただし、例 えば、家庭の浴槽で全身入浴の介助をする場合など、訪問介護と訪問看護、又は訪問介護と訪問 リハビリテーションを、同一利用者が同一時間帯に利用する場合は、利用者の心身の状況や介護 の内容に応じて、同一時間帯に利用することが介護のために必要があると認められる場合に限り、 それぞれのサービスについてそれぞれの所定単位数が算定される。

訪問入浴介護は看護職員１人と介護職員２人の３人体制による入浴介助を基本としており、当 該訪問入浴介護従業者とは別の訪問介護員等が同一時間帯に同一利用者に対して入浴その他の介 助を行った場合には別に訪問介護費を算定できない。

介護報酬に係るＱ＆Ａ(Vol.2)について（平成 15 年 6 月 30 日）

【事業所と同一の敷地内又は隣接する敷地内の建物若しくは事業所と同一建物(「同一敷地内建物等」)に居住 する利用者に対する訪問入浴介護減算】

○ 事業所と同一の敷地内又は隣接する敷地内の建物若しくは事業所と同一の建物(以下「同一敷地内建物等」という。）に居住する利用者（指定訪問入浴介護事業所における１月当たりの利用者が同一敷地内建物等に 50 人以上居住する建物に居住する利用者を除く。）に対し、指定訪問入浴介護を行った場合は、所定単位数の 90%を算定する。

○ 事業所における１月当たりの利用者が同一の建物に 20 人以上居住する建物（同一敷地内建物等を除く。）に居住する利用者に対し、指定訪問入浴介護を行った場合は、所定単位数の 90%を算定する。

○ 指定訪問入浴介護事業所における１月あたりの利用者が同一敷地内建物等に 50 人以上居住する利用者に対して、指定訪問入浴介護を行った場合は、所定単位の 85%を算定する。

○指定訪問入浴介護事業所と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは指定訪問入浴介護事業所と同一の建物(以下「同一敷地内建物等」という。）等に居住する利用者に対する取扱い

① 同一の敷地内建物等の定義

「同一の敷地内建物等」とは、当該指定訪問入浴介護事業所と構造上又は外形上、一体的な建築物及び同一敷地内並びに隣接する敷地（当該指定訪問入浴介護事業所と建築物が道路等を挟んで設置している場合を含む。）にある建築物のうち効率的なサービス提供が可能なものを指すものである。具体的には、一体的な建築物として、当該建物の１階部分に指定訪問入浴介護事業所がある場合や当該建物と渡り廊下でつながっている場合など、同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物として、同一敷地内にある別棟の建築物や幅員の狭い道路を挟んで隣接する場合などが該当するものであること。

② 同一の建物に 20 人以上居住する建物(同一敷地内建物等を除く。)の定義

イ 「当該指定訪問入浴介護事業所における利用者が同一建物に 20 人以上居住する建物」とは、①に該当するもの以外の建築物を指すものであり、当該建築物に当該指定訪問入浴介護事業所の利用者が 20 人以上居住する場合に該当し、同一敷地内にある別棟の建物や道路を挟んで隣接する建物の利用者数を合算するものではない。

ロ この場合の利用者数は、１月間（歴月）の利用者数の平均を用いる。この場合、１月間の利用者の数の平均は、当該月における１日ごとの該当する建物に居住する利用者の合計を、当該月の日数で除して得た値とする。この平均利用者数の算定に当たっては、小数点以下を切り捨てるものとする。また、当該指定訪問入浴介護事業所が、第一号訪問事業（指定入浴介護予防 訪問入浴介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。以下同じ。）と一体的な運営をしている場合、第一号訪問事業の利用者を含めて計算すること。

③ 当該減算は、指定訪問入浴介護事業所と建築物の位置関係により、効率的なサービス提供が可能であることを適切に評価する趣旨であることに鑑み、本減算の適用については、位置関係のみをもって判断することがないよう留意すること。具体的には、次のような場合を一例として、サービス提供の効率化につながらない場合には、減算を適用すべきではないこと。

(同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物に該当しないものの例)

・同一敷地であっても、広大な敷地に複数の建物が点在する場合
・隣接する敷地であっても、道路や河川などに敷地が隔てられており、横断するために迂回しなければならない場合

④ ①及び②のいずれの場合においても、同一の建物については、当該建築物の管理、運営法人が当該指定訪問入浴介護事業所の指定訪問入浴介護事業者と異なる場合であっても該当するものであること。

⑤ 同一敷地内建物等に 50 人以上居住する建物の定義

イ 同一敷地内建物等のうち、当該同一敷地内建物等における当該指定訪問入浴介護事業者の利用者が 50 人以上居住する建物の利用者全員に適用されるものである。

ロ この場合の利用者数は、１月間（歴月）の利用者数の平均を用いる。この場合、１月間の利用者の数の平均は、当該月における１日ごとの該当する建物に居住する利用者の合計を、当該月の日数で除して得た値とする。

居宅算定基準留意事項

【Q】月の途中に、集合住宅減算の適用を受ける建物に入居した又は当該建物から退居した場合、月の全てのサービス提供部分が減算の対象となるのか。

【A】集合住宅減算については、利用者が減算対象となる建物に入居した日から退居した日までの間に受けたサービスについてのみ減算の対象となる。

月の定額報酬であるサービスのうち、介護予防訪問介護費、夜間対応型訪問介護費（Ⅱ）及び定期巡回・随時対応型訪問介護看護費については、利用者が減算対象となる建物に居住する月があるサービスに係る報酬（日割り計算が行われる場合は日割り後の額）について減算の対象となる。

なお、夜間対応型訪問介護費（Ⅰ）の基本夜間対応型訪問介護費については減算の対象とならない。また、（介護予防）小規模多機能型居宅介護費及び看護小規模多機能型居宅介護費については利用者の居所に応じた基本報酬を算定する。

※ 平成 24 年度報酬改定 Q&A（vol. １）（平成 24 年 3 月 16 日）訪問系サービス関係共通事項の問 １は削除する。

平成 27 年度介護報酬改定に関する Q&A（Vol. 1）

【Q】集合住宅減算について、「同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物」であっても「サービス提供の効率化につながらない場合には、減算を適用すべきではないこと」とされているが、具体的にはどのような範囲を想定しているのか。

【A】集合住宅減算は、訪問系サービス（居宅療養管理指導を除く）について、例えば、集合住宅の１階部分に事業所がある場合など、事業所と同一建物に居住する利用者を訪問する場合には、地域に点在する利用者を訪問する場合と比べて、移動等の労力（移動時間）が軽減されることから、このことを適正に評価するために行うものである。

従来の仕組みでは、事業所と集合住宅（養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅に限る。以下同じ。）が一体的な建築物に限り減算対象としていたところである。

今般の見直しでは、事業所と同一建物の利用者を訪問する場合と同様の移動時間により訪問できるものについては同様に評価することとし、「同一敷地内にある別棟の集合住宅」、「隣接する敷地にある集合住宅」、「道路等を挟んで隣接する敷地にある集合住宅」のうち、事業所と同一建物の利用者を訪問する場合と同様に移動時間が軽減されるものについては、新たに、減算対象とすることとしたものである。

このようなことから、例えば、以下のケースのように、事業所と同一建物の利用者を訪問する場合とは移動時間が明らかに異なるものについては、減算対象とはならないものと考えている。

・広大な敷地に複数の建物が点在するもの（例えば、ＵＲ（独立行政法人都市再生機構）などの大規模団地や、敷地に沿って複数のバス停留所があるような規模の敷地）
・幹線道路や河川などにより敷地が隔てられており、訪問するために迂回しなければならないもの

平成 27 年度介護報酬改定に関する Q&A（Vol. 1）

【Q】「同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物」に該当するもの以外の集合住宅に居住する利用者に対し訪問する場合、利用者が１月あたり２０人以上の場合減算の対象となるが、算定月の前月の実績で減算の有無を判断することとなるのか。

【A】算定月の実績で判断することとなる。

平成 27 年度介護報酬改定に関するQ&A（Vol.1）

【Q】「同一建物に居住する利用者が 1 月あたり 20 人以上である場合の利用者数」とは、どのような者の数を指すのか。

【A】この場合の利用者数とは、当該指定訪問介護事業所とサービス提供契約のある利用者のうち、該当する建物に居住する者の数をいう。（サービス提供契約はあるが、当該月において、訪問介護費の算定がなかった者を除く。）

平成 27 年度介護報酬改定に関するQ&A（Vol.1）

【Q】集合住宅減算として、①指定訪問介護事業所と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物の利用者、②指定訪問介護事業所の利用者が 20 人以上居住する建物の利用者について減算となるが、例えば、当該指定訪問介護事業所と同一建物に 20 人以上の利用者がいる場合、①及び②のいずれの要件にも該当するものとして、減算割合は△20%となるのか。

【A】集合住宅減算は、①指定訪問介護事業所と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物（養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅に限る。）の利用者又は②①以外の建物であって、当該指定訪問介護事業所における利用者が同一建物（建物の定義は①と同じ。）に 20 人以上居住する建物の利用者について減算となるものであり、①と②は重複しないため、減算割合は△10%である。

平成 27 年度介護報酬改定に関するQ&A（Vol.1）

【Q】集合住宅減算について、サービス提供事業所と建物を運営する法人がそれぞれ異なる法人である場合にはどのような取扱いとなるのか。

【A】サービス提供事業所と建物を運営する法人が異なる場合も減算対象となる。

平成 27 年度介護報酬改定に関するQ&A（Vol.1）

【サービス提供体制強化加算の取り扱い】

○ 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定訪問入浴介護事業所が、利用者に対し、指定訪問入浴介護を行った場合は、１回につき所定単位数を加算する。

※ 別に厚生労働大臣が定める基準の内容は次のとおり。

訪問入浴介護費におけるサービス提供体制強化加算の基準

イ　サービス提供体制強化加算（Ⅰ）イ　次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

⑴　指定訪問入浴介護事業所（指定居宅サービス等基準第四十五条第一項に規定する指定訪問

入浴介護事業所をいう。以下同じの全ての訪問入浴介護従業者（指定居宅サービス等基準第四十五条第一項に規定する訪問入浴介護従業者をいう。以下同じ。）に対し、訪問入浴介護従業者ごとに研修計画を作成し、当該計画に従い、研修（外部における研修を含む。）を実施又は実施を予定していること。

⑵利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項の伝達又は当該指定訪問入浴介護事業所における訪問入浴介護従業者の技術指導を目的とした会議を定期的に開催すること。

⑶　当該指定訪問入浴介護事業所の全ての訪問入浴介護従業者に対し、健康診断等を定期的に実施すること。

⑷　当該指定訪問入浴介護事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が１００分の４０以上又は介護福祉士、実務者研修修了者及び介護職員基礎研修課程修了者の占める割合が１００分の６０以上であること。

ロ　サービス提供体制強化加算（Ⅰ）ロ　次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

⑴　イ⑴から⑶までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

⑵　当該指定訪問入浴介護事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が１００分の３０以上又は介護福祉士、実務者研修修了者及び介護職員基礎研修課程修了者の占める割合が１００分の５０以上であること。

居宅算定基準

サービス提供体制強化加算の各算定要件については、次に定めるところによる。

① 研修について 訪問入浴介護従業者ごとの「研修計画」については、当該事業所におけるサービス従事者の資質向上のための研修内容の全体像と当該研修実施のための勤務体制の確保を定めるとともに、訪問入浴介護従業者について個別具体的な研修の目標、内容、研修期間、実施時期等を定めた計画を策定しなければならない。

② 会議の開催について

「利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達又は当該指定訪問入浴介護事業所における訪問入浴介護従業者の技術指導を目的とした会議」とは、当該事業所においてサービス提供に当たる訪問入浴介護従業者のすべてが参加するものでなければならない。なお、実施に当たっては、全員が一堂に会して開催する必要はなく、いくつかのグループ別に分かれて開催することで差し支えない。会議の開催状況については、その概要を記録しなければならない。なお、「定期的」とは、おおむね１月に１回以上開催されている必要がある。

同号イ⑵(二)の「利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項」とは、少なくとも、次に掲げる事項について、その変化の動向を含め、記載しなければならない。

・利用者のＡＤＬや意欲
・利用者の主な訴えやサービス提供時の特段の要望
・家族を含む環境
・前回のサービス提供時の状況
・その他サービス提供に当たって必要な事項

③ 健康診断等について同号イ⑶の健康診断等については、労働安全衛生法により定期に実施することが義務付けられた「常時使用する労働者」に該当しない訪問入浴介護従業者も含めて、

少なくとも１年以内ごとに１ 回、事業主の費用負担により実施しなければならない。新たに加算を算定しようとする場合にあっ ては、当該健康診断等が１年以内に実施されることが計画されていることをもって足りるものとする。

④ 職員の割合の算出に当たっては、常勤換算方法により算出した前年度（３月を除く。）の平均を用いることとする。ただし、前年度の実績が６月に満たない事業所（新たに事業を開始し、又は 再開した事業所を含む。）については、届出日の属する月の前３月について、常勤換算方法により 算出した平均を用いることとする。したがって、新たに事業を開始し、又は再開した事業者につい ては、４月目以降届出が可能となるものであること。

なお、介護福祉士又は実務者研修修了者若しくは介護職員基礎研修課程修了者については、各月の前月の末日時点で資格を取得している又は研修の課程を修了している者とすること。

⑤ 前号ただし書の場合にあっては、届出を行った月以降においても、直近３月間の職員の割合につき、毎月継続的に所定の割合を維持しなければならない。なお、その割合については、毎月記録 するものとし、所定の割合を下回った場合については、直ちに第一の５の届出を提出しなければな らない。

⑥ 同一の事業所において介護予防訪問入浴介護を一体的に行っている場合においては、本加算の計算も一体的に行うこととする。

居宅算定基準留意事項

【Q】特定事業所加算及びサービス提供体制強化加算の要件のうち、計画的な研修の実施に係る要件の留意事項を示されたい。

【A】訪問介護員等（訪問入浴介護従業者等を含む。以下問３及び問４において同じ。）ごとに研修計画を策定されることとしているが、当該計画の期間については定めていないため、当該訪問介護員等の技能や経験に応じた適切な期間を設定する等、柔軟な計画策定をされたい。

また、計画の策定については、全体像に加えて、訪問介護員等ごとに策定することとされているが、この訪問介護員等ごとの計画については、職責、経験年数、勤続年数、所有資格及び本人の意向等に応じ、職員をグループ分けして作成することも差し支えない。

なお、計画については、すべての訪問介護員等が概ね１年の間に１回以上、なんらかの研修を実施できるよう策定すること。

平成 21 年 4 月改定関係Ｑ＆Ａ(Vol.69)

【Q】サービス提供体制強化加算の新区分の取得に当たって、職員の割合については、これまでと同様に、１年以上の運営実績がある場合、常勤換算方法により算出した前年度の平均（３月分を除く。）をもって、運営実績が６月に満たない事業所（新たに事業を開始した事業所又は事業を再開した事業所）の場合は、４月目以降に、前３月分の実績をもって取得可能となるということでいいのか。

【A】貴見のとおり。なお、これまでと同様に、運営実績が６月に満たない場合の届出にあっては、届出を行った月以降においても、毎月所定の割合を維持しなければならず、その割合については毎月記録する必要がある。

平成 27　年度介護報酬改定に関するＱ＆Ａ（Vol. 2）

【Q】サービス提供体制強化加算（Ⅰ）イとサービス提供体制強化加算（Ⅰ）ロは同時に取得することは可能か。不可である場合は、サービス提供体制強化加算（Ⅰ）イを取得していた事業所が、実地指導等によって、介護福祉士の割合が 60%を下回っていたことが判明した場合は、全額返還となるのか。

【A】サービス提供体制強化加算（Ⅰ）イとサービス提供体制強化加算（Ⅰ）ロを同時に取得することはできない。

また、実地指導等によって、サービス提供体制強化加算（Ⅰ）イの算定要件を満たさないことが判明した場合、都道府県知事等は、支給された加算の一部又は全部を返還させることが可能となっている。

なお、サービス提供体制強化加算（Ⅰ）イの算定要件を満たしていないが、サービス提供体制強化加算（Ⅰ）ロの算定要件を満たしている場合には、後者の加算を取得するための届出が可能であり、サービス提供体制強化加算（Ⅰ）イの返還等と併せて、後者の加算を取得するための届出を行うことが可能である。

平成 27　年度介護報酬改定に関するＱ＆Ａ（Vol. 2）

実地指導自主点検調書 （訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護）

事業所名　　記入担当者名　　記入日　　年　月　日

指定基準		基準の内容（指導項目）	適　否	確認事項		当日確認書類
人員	管理者	常勤・専従の管理者を置いているか。	はい　・　いいえ	兼務の場合の職務内容	職務内容を記載	勤務体制表、勤務記録
	従業者の員数	・看護職員の員数は1以上か。 ・介護職員の員数 →（訪問入浴介護）　２以上か。 →（介護予防訪問入浴介護）１以上か。	はい　・　いいえ	看護職員の配置数	人	勤務体制表、勤務記録、資格証、雇用契約書等
				介護職員の配置数	人	同上
	常勤職員	従業者のうち、常勤職員を1人以上配置しているか。	はい　・　いいえ	常勤職員の氏名		勤務体制表、勤務記録、雇用契約書等
設備	設備	事業運営上必要な広さを有する専用の区画を設けているか。	はい　・　いいえ			現場確認
	備品	訪問入浴の提供に必要な浴槽・車両等の設備を備えているか。	はい　・　いいえ			同上
		手指を洗浄するための設備等感染症予防に配慮したものが備えられているか	はい　・　いいえ			同上
運営	サービス提供に係る説明及び同意	重要事項説明書等を交付して説明を行い、同意を得ているか。	はい　・　いいえ	①運営規程の概要 ②勤務体制 ③事故発生時の対応 ④苦情処理の体制 ⑤第三者評価の実施状況	あり　・　なし あり　・　なし あり　・　なし あり　・　なし あり　・　なし	重要事項説明書
		契約書は適正に締結されているか。	はい　・　いいえ	契約書に利用者の押印があるか	あり　・　なし	契約書
		重要事項説明書と契約書は区分されているか。	はい　・　いいえ			重要事項説明書、契約書
	提供拒否の禁止	正当な理由なくサービスの提供を拒んでいないか。	はい　・　いいえ	提供拒否時の理由	拒否理由を記載	利用申し込み受付簿等
	提供困難時の対応	サービスの提供が困難な場合、居宅介護支援事業者への連絡、他の事業者等の紹介その他必要な措置を速やかに講じているか。	はい　・　いいえ	他の事業者への紹介方法	紹介方法を記載	紹介に関する記録等
	受給資格確認	被保険者証により、被保険者資格、要介護認定の有無及びその有効期限を確認しているか。	はい　・　いいえ	確認内容の記録先	記録先を記載	確認内容の記録
	要介護認定申請援助	サービスの提供の開始に際し、要介護認定等の申請が行われていない場合は、利用申込者の意向を踏まえて速やかに申請が行われるよう必要な援助を行っているか。	はい　・　いいえ	具体的な援助の方法	援助方法を記載	申請援助に関する記録

指定基準		基準の内容（指導項目）	適　否	確認事項		当日確認書類
運営	心身の状況等の把握	居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じ、利用者の状況等の把握に努めているか。	はい　・　いいえ	サービス担当者会議の参加状況	1.　ほとんどの利用者について実施 2.　一部の利用者について実施 3.　ほとんど実施されていない	利用者状況把握に関する記録
	職員証の携行	従業者に職員証や名札等を携行させ、初回訪問時及び利用者等から求められたときに提示しているか。	はい　・　いいえ			職員証、名札等
	サービスの提供記録	サービスの提供日時、提供した具体的なサービスの内容、利用者の心身の状況その他必要な事項を記録し、保存しているか。	はい　・　いいえ			訪問入浴介護記録
	浴槽等の消毒	利用者の身体に接触する浴槽や器具及び用品はサービスの提供ごとに消毒しているか。	はい　・　いいえ	消毒方法等についてマニュアルが作成されているか	ある　・　なし	定期消毒の記録、業務マニュアル、消毒方法マニュアル
	利用料の受領	サービスを提供した際、利用者負担として当該サービスに係る費用基準額の1割を受領しているか。	はい　・　いいえ			サービス提供票、別表、領収証控
		通常の事業実施地域以外での提供の場合の交通費又は利用者の選定による特別な浴槽水に係る費用以外の支払を利用者から受けていないか。	はい　・　いいえ	通常の事業実施地域以外での提供の場合の交通費又は利用者の選定による特別な浴槽水に係る費用を受ける場合があるか。	ある　・　なし	サービス提供票、別表、領収証控、車両運行日誌等
	サービスの提供体制	サービス提供は、原則として1回の訪問につき、看護職員1人及び介護職員2人をもって実施しているか。	はい　・　いいえ			サービス提供票、別表、領収証控、車両運行日誌等 資格証（修了証）
	証明書の交付	法定代理受領サービスに該当しないサービスの利用料の支払いを受けた場合（利用者10割負担）は、「サービス提供証明書」を利用者に対して交付しているか。	はい　・　いいえ			サービス提供証明書控
	運営規程	事業所ごとに運営規程を定めているか。	はい　・　いいえ	下記の内容が定められている		運営規程
				①事業の目的及び運営の方針	あり　・　なし	
				②従業者の職種、員数及び職務の内容	あり　・　なし	
				③営業日及び営業時間	あり　・　なし	
				④指定(介護予防)訪問入浴介護の内容及び利用料その他の費用の額	あり　・　なし	
				⑤通常の事業の実施地域	あり　・　なし	
				⑥サービスの利用にあたっての留意事	あり　・　なし	
				⑦緊急時における対応方法	あり　・　なし	
				⑧その他運営に関する重要事項	あり　・　なし	

指定基準		基準の内容（指導項目）	適　否	確認事項		当日確認書類
運営	勤務体制の確保	従業者の勤務体制を月ごとに定めているか。	はい　・　いいえ	必要事項（日々の勤務時間、職務内容、常勤・非常勤の別、兼務関係等）が記載されているか	いる　・　いない	勤務体制表、雇用契約書等
		人権擁護推進員を任命しているか。	はい　・　いいえ	人権擁護推進員	職種　　氏名	辞令等
				人権擁護に関する研修を年1回以上実施しているか。	いる　・　いない	研修の記録等
		従業者の資質向上のために、研修の機会を確保しているか。	はい　・　いいえ	内部研修の実施回数	直近1年間で　　回開催	研修の記録等
				実施記録	あり　・　なし	
				外部研修の参加人数	直近1年間で延べ　　人出席	
				参加記録	あり　・　なし	
	衛生管理等	従業者の清潔の保持及び健康状態について必要な管理を行っているか。	はい　・　いいえ	健康診断の実施	あり　・　なし	健康診断の記録等
	掲示	事業所の見やすい場所に必要な事項が掲示されているか。	はい　・　いいえ	①運営規程の概要	あり　・　なし	現場確認
				②従業者の勤務体制	あり　・　なし	
				③利用料	あり　・　なし	
				④事故発生時の対応	あり　・　なし	
				⑤苦情処理の体制	あり　・　なし	
	秘密保持等	従業者の利用者等に係る秘密保持について、従業者の退職後も含め、必要な措置を講じているか。	はい　・　いいえ	就業時にどの書類で定めているか	取り決め書類を記載	就業時の取り決め等の記録
		サービス担当者会議等において利用者等の個人情報を用いる場合の同意を文書にて得ているか。	はい　・　いいえ			利用者の同意書等
	居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止	居宅介護支援事業者又はその従事者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対象として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。	はい　・　いいえ	現時点での利用者を担当する居宅介護支援事業所の数	事業所	サービス提供票、別表
	緊急時等の対応	サービスの提供中に利用者に急変が生じた場合の緊急連絡体制が定められているか。	はい　・　いいえ	協力医療機関名称・所在地	医療機関名称・所在地を記載	契約書、緊急時対応マニュアル等
	苦情処理の体制	苦情に対する措置が講じられているか。	はい　・　いいえ	苦情相談窓口があるか	あり　・　なし	苦情処理体制を定めた書類、苦情に関する記録
				処理体制が定められているか	あり　・　なし	
				処理記録が整備されているか	あり　・　なし	
	事故発生時の対応	事故発生時における対応体制が整備されているか。	はい　・　いいえ	連絡体制が整備されているか	あり　・　なし	事故処理体制を定めた書類 事故に関する記録 損害賠償保険証書
				事故記録が整備されているか	あり　・　なし	
				再発防止策が講じられているか	あり　・　なし	
				損害賠償保険に加入しているか	いる　・　いない	
	会計の区分	事業ごとに会計が区分されているか。	はい　・　いいえ			会計関係書類
	記録の整備	従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しているか。	はい　・　いいえ	・サービス提供記録 ・市町村の通知に係る記録 ・苦情に係る記録 ・事故に係る記録		各種保存書類
		サービスを提供した日から5年間保存しているか。	はい　・　いいえ			各種保存書類

指定基準		基準の内容（指導項目）	適　否	確認事項		当日確認書類
	介護サービス情報の公表制度	介護サービス情報の公表制度において、毎年報告の更新を行っているか。（対象事業所のみ）	はい　・　いいえ			公表中画面のコピー
介護報酬	介護報酬の算定	利用者の身体状況を確認した結果、入浴を見合わせた場合に報酬請求していないか。	はい　・　いいえ			介護給付費明細書 サービス提供票、別表 サービス提供の記録
		掃除等の生活援助サービスと同一時間帯に実施した訪問入浴について報酬請求していないか。	はい　・　いいえ			介護給付費明細書 サービス提供票、別表 サービス提供の記録
	加算	サービス提供体制強化加算	あり　・　なし	サービス提供体制加算の届出をしているか。	はい　・　いいえ	介護給付費明細書 サービス提供票、別表 サービス提供の記録 研修の記録等 会議記録 勤務記録 健康診断の記録 資格証（修了証） 職員割合が確認できる書類
			あり　・　なし	全ての訪問入浴介護従業者に対し、訪問入浴介護従業者毎に研修計画を作成し、当該計画に従い、研修を実施又は実施を予定しているか。	はい　・　いいえ	
			あり　・　なし	利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項の伝達又は当該事業所における訪問入浴介護従業者の技術指導を目的とした会議を定期的(概ね月に1回以上)に開催し、その開催状況の概要について記録しているか。	はい　・　いいえ	
			あり　・　なし	全ての訪問入浴介護従業者に対し、健康診断を定期的(少なくとも1年以内毎に1回）に実施しているか。	はい　・　いいえ	
			あり　・　なし	訪問入浴介護従業者の総数のうち介護福祉士の占める割合が30%(40%)以上又は介護福祉士、実務者研修終了者、介護職員基礎研修課程修了者の占める割合が50%(60%)以上であるか。	はい　・　いいえ	

指定基準		基準の内容（指導項目）	適　否	確認事項		当日確認書類
介護報酬	減算	利用者の身体状況に支障を生ずるおそれがない場合	あり　・　なし	利用者の身体状況に支障を生ずるおそれがないと認められる場合に、主治医の意見を確認したうえで、介護職員３人（介護予防訪問入浴は2人）が訪問入浴介護を行った場合、所定単位数の95％に相当する単位数を算定しているか。	はい　・　いいえ	介護給付費明細書 サービス提供票、別表 サービス提供の記録 主治医の意見書 資格証（修了証）
		利用者の心身状況により入浴を見合わせ、部分浴等を行った場合	あり　・　なし	利用者の心身状況から全身入浴が困難であり、部分浴、清拭を行った場合、所定単位数の70％に相当する単位数を算定しているか。	はい　・　いいえ	介護給付費明細書 サービス提供票、別表 サービス提供の記録 利用者状況把握に関する記録
		集合住宅に居住する利用者の減算	あり　・　なし	①事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内若しくは事業所と同一の建物に居住する利用者に対し、訪問入浴介護を行った場合、所定単位数の90％に相当する単位数を算定しているか。	はい　・　いいえ	介護給付費明細書 サービス提供票、別表 居宅サービス計画 サービス提供の記録 利用者数が確認できる書類
				②上記の建物のうち、当該建物等に居住する利用者の人数が1月あたり50人以上の場合、所定単位数の85％に相当する単位数を算定しているか。	はい　・　いいえ	
				③上記以外の範囲に所在する建物に居住する者に対し、訪問入浴介護を行った場合、所定単位数の90％に相当する単位数を算定しているか。 （当該建物に居住する利用者の人数が1月あたり20人以上の場合）	はい　・　いいえ	

指定基準		基準の内容（指導項目）	適　否	確認事項		当日確認書類
介護報酬	加算	介護職員処遇改善加算＜ （Ⅰ）（Ⅱ）（Ⅲ）（Ⅳ）（Ⅴ）共通＞	あり　・　なし	介護職員処遇改善加算の届出をしているか。	はい　・　いいえ	介護職員処遇改善計画書 介護職員処遇改善実績報告書 労働保険料の納付が確認できる書類 就業規則が確認できる書類 賃金体系が確認できる書類 キャリアパス要件が確認できる書類 研修の記録等 給与明細 賃金改善が確認できる書類 介護職員処遇改善加算総額のお知らせ 区分支給限度額基準を超えたサービスに係る加算額が分かる資料
				①介護職員の賃金（退職手当を除く。）の改善に要する費用の見込額（賃金改善に伴う法定福利費等の事業主負担分の増加分を含むことができる。）が介護職員処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金に関する改善計画を策定し、その計画に基づき適切な措置を講じているか。	はい　・　いいえ	
				②①の賃金改善に関する計画、当該計画の実施期間及び実施方法その他介護職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員処遇改善計画を作成し、全ての介護職員に周知した上で県へ届け出ているか。	はい　・　いいえ	
				③介護職員処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施しているか。 ※経営の悪化等により、やむを得ず賃金水準を引き下げた上で、賃金改善をした場合は、その内容について県へ届け出ているか。	はい　・　いいえ	
				④事業年度ごとに介護職員の処遇改善に関する実績報告書を県へ提出しているか。	はい　・　いいえ	
				⑤算定日が属する月の前12月間において、労働基準法、労働者災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働に関する法律に違反し、罰金以上の刑に処せられていないか。	はい　・　いいえ	
				⑥当該事業所において、労働保険料の納付が適正に行われているか。	はい　・　いいえ	

指定基準		基準の内容（指導項目）	適　否	確認事項		当日確認書類
介　護 報　酬	加算	介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	あり　・　なし	①下記の全ての要件を満たしているか。（キャリアパス要件Ⅰ） ア：介護職員の任用の際における職位、職責又は職務内容等に応じた任用等の要件(介護職員の賃金に関するものを含む。)を定めている。 イ：アに掲げる職位、職責又は職務内容等に応じた賃金体系(一時金等の臨時的に支払われるものを除く。)について定めている。 ウ：ア及びイの内容について就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備し、全ての介護職員に周知している。	はい　・　いいえ	同上
				②下記の全ての要件を満たしているか。（キャリアパス要件Ⅱ） ア：介護職員の職務内容等を踏まえ、介護職員と意見を交換しながら、資質向上の目標及びa又はbに掲げる具体的な計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保している。 　a：資質向上のための計画に沿って、研修機会の提供又は技術指導等を実施(OJT、OFF-JT等)するとともに、介護職員の能力評価を行っている。 　b：資格取得のための支援(研修受講のための勤務シフトの調整、休暇の付与、費用(交通費、受講料等)の援助等)を実施している。 イ：アについて、全ての介護職員に周知している。	はい　・　いいえ	

指定基準		基準の内容（指導項目）	適　否	確認事項		当日確認書類
介　護 報　酬	加算	介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	あり　・　なし	③下記の全ての要件を満たしているか。（キャリアパス要件Ⅲ） ア　介護職員について、経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けていること。具体的には、次のaからcまでのいずれかに該当する仕組みであること ａ 経験に応じて昇給する仕組み 「勤続年数」や「経験年数」などに応じて昇給する仕組みであること ｂ 資格等に応じて昇給する仕組み 「介護福祉士」や「実務者研修修了者」などの取得に応じて昇給する仕組みであること。ただし、介護福祉士資格を有して当該事業所や法人で就業する者についても昇給が図られる仕組みであることを要する。 ｃ 一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組み 「実技試験」や「人事評価」などの結果に基づき昇給する仕組みであること。ただし、客観的な評価基準や昇給条件が明文化されていることを要する。 イ　アの内容について、就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備し、全ての介護職員に周知していること	はい　・　いいえ	同上
				④平成27年4月から届出を要する日の属する月の前月までに実施した処遇改善(賃金改善を除く。)の内容を全ての介護職員に周知しているか。（職場環境等要件） ※介護職員処遇改善加算（Ⅲ）又は（Ⅳ）を算定する場合は、平成27年4月を平成20年10月と読み替える。	はい　・　いいえ	

指定基準		基準の内容（指導項目）	適　否	確認事項		当日確認書類
介　護 報　酬	加算	介護職員処遇改善加算（Ⅱ）	あり　・　なし	介護職員処遇改善加算＜（Ⅰ）（Ⅱ）（Ⅲ）（Ⅳ）（Ⅴ）共通＞の全てと介護職員処遇改善加算（Ⅰ）の①、②及び④に適合しているか。	はい　・　いいえ	同上
		介護職員処遇改善加算（Ⅲ）	あり　・　なし	介護職員処遇改善加算＜（Ⅰ）（Ⅱ）（Ⅲ）（Ⅳ）（Ⅴ）共通＞の全てと介護職員処遇改善加算（Ⅰ）の①又は②のいずれかと④に適合しているか。	はい　・　いいえ	同上
		介護職員処遇改善加算（Ⅳ）	あり　・　なし	介護職員処遇改善加算＜（Ⅰ）（Ⅱ）（Ⅲ）（Ⅳ）（Ⅴ）共通＞の全てと介護職員処遇改善加算（Ⅰ）の①、②又は④のいずれかと適合しているか。	はい　・　いいえ	同上
		介護職員処遇改善加算（Ⅴ）	あり　・　なし	介護職員処遇改善加算＜（Ⅰ）（Ⅱ）（Ⅲ）（Ⅳ）（Ⅴ）共通＞に適合しているか。	はい　・　いいえ	同上

（別紙２）

受付番号	

介護給付費算定に係る体制等に関する届出書＜指定事業者用＞

年　　月　　日

和歌山県知事　　様

所在地
名　称　　印

このことについて、関係書類を添えて以下のとおり届け出ます。

事業所所在地市町村番号	

届出者	フリガナ 名　　称				
	主たる事務所の所在地	（郵便番号　　―　　） 県　　郡市 （ビルの名称等）			
	連 絡 先	電話番号		FAX番号	
	法人の種別		法人所轄庁		
	代表者の職・氏名	職名		氏名	
	代表者の住所	（郵便番号　　―　　） 県　　郡市			
事業所・施設の状況	フリガナ 事業所・施設の名称				
	主たる事業所・施設の所在地	（郵便番号　　―　　） 県　　郡市			
	連 絡 先	電話番号		FAX番号	
	主たる事業所の所在地以外の場所で一部実施する場合の出張所等の所在地	（郵便番号　　―　　） 県　　郡市			
	連 絡 先	電話番号		FAX番号	
	管理者の氏名				
	管理者の住所	（郵便番号　　―　　） 県　　郡市			

届出を行う事業所・施設の種類	同一所在地において行う事業等の種類		実施事業	指定（許可）年月日	異動等の区分	異動（予定）年月日	異動項目（※変更の場合）
	指定居宅サービス	訪問介護			1新規　2変更　3終了		
		訪問入浴介護			1新規　2変更　3終了		
		訪問看護			1新規　2変更　3終了		
		訪問ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ			1新規　2変更　3終了		
		居宅療養管理指導			1新規　2変更　3終了		
		通所介護			1新規　2変更　3終了		
		通所ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ			1新規　2変更　3終了		
		短期入所生活介護			1新規　2変更　3終了		
		短期入所療養介護			1新規　2変更　3終了		
		特定施設入居者生活介護			1新規　2変更　3終了		
		福祉用具貸与			1新規　2変更　3終了		
		介護予防訪問入浴介護			1新規　2変更　3終了		
		介護予防訪問看護			1新規　2変更　3終了		
		介護予防訪問ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ			1新規　2変更　3終了		
		介護予防居宅療養管理指導			1新規　2変更　3終了		
		介護予防通所ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ			1新規　2変更　3終了		
		介護予防短期入所生活介護			1新規　2変更　3終了		
		介護予防短期入所療養介護			1新規　2変更　3終了		
		介護予防特定施設入居者生活介護			1新規　2変更　3終了		
		介護予防福祉用具貸与			1新規　2変更　3終了		
	施設	介護老人福祉施設			1新規　2変更　3終了		
		介護老人保健施設			1新規　2変更　3終了		
		介護療養型医療施設			1新規　2変更　3終了		
		介護医療院			1新規　2変更　3終了		

介護保険事業所番号			
医療機関コード等			

特記事項	変　更　前	変　更　後

関係書類	別添のとおり

備考1　「受付番号」「事業所所在市町村番号」欄には記載しないでください。
2　「法人の種別」欄は、申請者が法人である場合に、「社会福祉法人」「医療法人」「社団法人」「財団法人」「株式会社」「有限会社」等の別を記入してください。
3　「法人所轄庁」欄は、申請者が認可法人である場合に、その主務官庁の名称を記載してください。
4　「実施事業」欄は、該当する欄に「○」を記入してください。
5　「異動等の区分」欄には、今回届出を行う事業所・施設について該当する数字に「○」を記入してください。
6　「異動項目」欄には、(別紙1，1―2)「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」に掲げる項目（施設等の区分、人員配置区分、その他該当する体制等、割引）を記載してください。
7　「特記事項」欄には、異動の状況について具体的に記載してください。
8　「主たる事業所の所在地以外の場所で一部実施する場合の出張所等の所在地」について、複数の出張所等を有する場合は、適宜欄を補正して、全ての出張所等の状況について記載してください。

（別紙１）

介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（居宅サービス・施設サービス）

記入担当者氏名	（電話番号）	事業所名		事業所番号	

※実施するサービスに関して〇を付け、全ての項目に対し該当する番号に〇を付けてください。

提供サービス		適用開始年月日	施設等の区分	人員配置区分	その他該当する体制等		割引
各サービス共通					地域区分	1　1級地　6　2級地　7　3級地　2　4級地　3　5級地 4　6級地　9　7級地　5　その他	
11	訪問介護	年　月　日	1　身体介護 2　生活援助 3　通院等乗降介助		定期巡回・随時対応サービスに関する状況	1　定期巡回の指定を受けていない 2　定期巡回の指定を受けている 3　定期巡回の整備計画がある	1　なし　2　あり
					サービス提供責任者体制の減算	1　なし　2　あり	
					特定事業所加算	1　なし　2　加算Ⅰ　3　加算Ⅱ　4　加算Ⅲ　5　加算Ⅳ	
					共生型サービスの提供 （居宅介護事業所）	1　なし　2　あり	
					共生型サービスの提供 （重度訪問介護事業所）	1　なし　2　あり	
					特別地域加算	1　なし　2　あり	
					中山間地域等における小規模事業所加算（地域に関する状況）	1　非該当　2　該当	
					中山間地域等における小規模事業所加算（規模に関する状況）	1　非該当　2　該当	
					介護職員処遇改善加算	1　なし　6　加算Ⅰ　5　加算Ⅱ　2　加算Ⅲ　3　加算Ⅳ 4　加算Ⅴ	
12	訪問入浴介護	年　月　日			特別地域加算	1　なし　2　あり	1　なし　2　あり
					中山間地域等における小規模事業所加算（地域に関する状況）	1　非該当　2　該当	
					中山間地域等における小規模事業所加算（規模に関する状況）	1　非該当　2　該当	
					サービス提供体制強化加算	1　なし　3　加算Ⅰイ　2　加算Ⅰロ	
					介護職員処遇改善加算	1　なし　6　加算Ⅰ　5　加算Ⅱ　2　加算Ⅲ　3　加算Ⅳ 4　加算Ⅴ	
13	訪問看護	年　月　日	1　訪問看護ステーション 2　病院又は診療所 3　定期巡回・随時対応サービス連携		特別地域加算	1　なし　2　あり	
					中山間地域等における小規模事業所加算（地域に関する状況）	1　非該当　2　該当	
					中山間地域等における小規模事業所加算（規模に関する状況）	1　非該当　2　該当	
					緊急時訪問看護加算	1　なし　2　あり	
					特別管理体制	1　対応不可　2　対応可	
					ターミナルケア体制	1　なし　2　あり	
					看護体制強化加算	1　なし　3　加算Ⅰ　2　加算Ⅱ	
					サービス提供体制強化加算	1　なし　2　イ及びロの場合　3　ハの場合	
14	訪問リハビリテーション	年　月　日	1　病院又は診療所 2　介護老人保健施設 3　介護医療院		特別地域加算	1　なし　2　あり	
					中山間地域等における小規模事業所加算（地域に関する状況）	1　非該当　2　該当	
					中山間地域等における小規模事業所加算（規模に関する状況）	1　非該当　2　該当	
					短期集中ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ実施加算	1　なし　2　あり	
					ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝマネジメント加算	1　なし　2　加算Ⅰ　3　加算Ⅱ　4　加算Ⅲ　5　加算Ⅳ	
					社会参加支援加算	1　なし　2　あり	
					サービス提供体制強化加算	1　なし　2　あり	

（別紙１）

介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（居宅サービス・施設サービス）

記入担当者氏名	（電話番号）	事業所名		事業所番号	

※実施するサービスに関して〇を付け、全ての項目に対し該当する番号に〇を付けてください。

提供サービス		適用開始年月日	施設等の区分	人員配置区分	その他該当する体制等		割引
各サービス共通					地域区分	1　1級地　6　2級地　7　3級地　2　4級地　3　5級地 4　6級地　9　7級地　5　その他	
31	居宅療養管理指導	年　月　日			特別地域加算	1　なし　2　あり	
					中山間地域等における小規模事業所加算（地域に関する状況）	1　非該当　2　該当	
					中山間地域等における小規模事業所加算（規模に関する状況）	1　非該当　2　該当	
15	通所介護	年　月　日	4　通常規模型事業所 6　大規模型事業所（Ⅰ） 7　大規模型事業所（Ⅱ）		職員の欠員による減算の状況	1　なし　2　看護職員　3　介護職員	1　なし　2　あり
					時間延長サービス体制	1　対応不可　2　対応可	
					共生型サービスの提供（生活介護事業所）	1　なし　2　あり	
					共生型サービスの提供（自立訓練事業所）	1　なし　2　あり	
					共生型サービスの提供（児童発達支援事業所）	1　なし　2　あり	
					共生型サービスの提供（放課後等デイサービス事業所）	1　なし　2　あり	
					生活相談員配置等加算	1　なし　2　あり	
					入浴介助体制	1　なし　2　あり	
					中重度者ケア体制加算	1　なし　2　あり	
					生活機能向上連携加算	1　なし　2　あり	
					個別機能訓練体制Ⅰ	1　なし　2　あり	
					個別機能訓練体制Ⅱ	1　なし　2　あり	
					ADL維持等加算〔申出〕の有無	1　なし　2　あり	
					ADL維持等加算	1　なし　2　あり	
					認知症加算	1　なし　2　あり	
					若年性認知症利用者受入加算	1　なし　2　あり	
					栄養改善体制	1　なし　2　あり	
					口腔機能向上体制	1　なし　2　あり	
					サービス提供体制強化加算	1　なし　5　加算Ⅰイ　2　加算Ⅰロ　3　加算Ⅱ	
					介護職員処遇改善加算	1　なし　6　加算Ⅰ　5　加算Ⅱ　2　加算Ⅲ　3　加算Ⅳ 4　加算Ⅴ	

（別紙１）

介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（居宅サービス・施設サービス）

記入担当者氏名	（電話番号）	事業所名		事業所番号	

※実施するサービスに関して〇を付け、全ての項目に対し該当する番号に〇を付けてください。

提供サービス		適用開始年月日	施設等の区分	人員配置区分	その他該当する体制等		割引
各サービス共通					地域区分	1　1級地　6　2級地　7　3級地　2　4級地　3　5級地 4　6級地　9　7級地　5　その他	
16	通所リハビリテーション	年　月　日	4　通常規模の事業所(病院・診療所) 7　通常規模の事業所(介護老人保健施設) A　通常規模の事業所(介護医療院) 5　大規模の事業所(Ⅰ)(病院・診療所) 8　大規模の事業所(Ⅰ)(介護老人保健施設) B　大規模の事業所(Ⅰ)(介護医療院) 6　大規模の事業所(Ⅱ)(病院・診療所) 9　大規模の事業所(Ⅱ)(介護老人保健施設) C　大規模の事業所(Ⅱ)(介護医療院)		職員の欠員による減算の状況	1　なし　2　医師　3　看護職員　4　介護職員　5　理学療法士 6　作業療法士　7　言語聴覚士	
					時間延長サービス体制	1　対応不可　2　対応可	
					ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ提供体制加算	1　なし　2　あり	
					入浴介助体制	1　なし　2　あり	
					ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝマネジメント加算	1　なし　2　加算Ⅰ　3　加算Ⅱ　4　加算Ⅲ　5　加算Ⅳ	
					短期集中個別ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ実施加算	1　なし　2　あり	
					認知症短期集中ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ実施加算	1　なし　2　加算Ⅰ　3　加算Ⅱ	
					生活行為向上ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ実施加算	1　なし　2　あり	
					若年性認知症利用者受入加算	1　なし　2　あり	
					栄養改善体制	1　なし　2　あり	
					口腔機能向上体制	1　なし　2　あり	
					中重度者ケア体制加算	1　なし　2　あり	
					社会参加支援加算	1　なし　2　あり	
					サービス提供体制強化加算	1　なし　4　加算Ⅰイ　2　加算Ⅰロ　3　加算Ⅱ	
					介護職員処遇改善加算	1　なし　6　加算Ⅰ　5　加算Ⅱ　2　加算Ⅲ　3　加算Ⅳ4　加算Ⅴ	
21	短期入所生活介護	年　月　日	1　単独型 2　併設型・空床型 3　単独型ユニット型 4　併設型・空床型ユニット型		夜間勤務条件基準	1　基準型　6　減算型	1　なし　2　あり
					職員の欠員による減算の状況	1　なし　2　看護職員　3　介護職員	
					ユニットケア体制	1　対応不可　2　対応可	
					共生型サービスの提供 （短期入所事業所）	1　なし　2　あり	
					生活相談員配置等加算	1　なし　2　あり	
					生活機能向上連携加算	1　なし　2　あり	
					機能訓練指導体制	1　なし　2　あり	
					個別機能訓練体制	1　なし　2　あり	
					看護体制加算Ⅰ又はⅢ	1　なし　2　加算Ⅰ　3　加算Ⅲ	
					看護体制加算Ⅱ又はⅣ	1　なし　2　加算Ⅱ　3　加算Ⅳ	
					医療連携強化加算	1　なし　2　あり	
					夜勤職員配置加算	1　なし　2　加算Ⅰ・加算Ⅱ　3　加算Ⅲ・加算Ⅳ	
					介護ロボットの導入	1　なし　2　あり	
					若年性認知症利用者受入加算	1　なし　2　あり	
					送迎体制	1　対応不可　2　対応可	
					療養食加算	1　なし　2　あり	
					認知症専門ケア加算	1　なし　2　加算Ⅰ　3　加算Ⅱ	
					サービス提供体制強化加算（単独型、併設型）	1　なし　5　加算Ⅰイ　2　加算Ⅰロ　3　加算Ⅱ　4　加算Ⅲ	
					サービス提供体制強化加算（空床型）	1　なし　5　加算Ⅰイ　2　加算Ⅰロ　3　加算Ⅱ　4　加算Ⅲ	
					介護職員処遇改善加算	1　なし　6　加算Ⅰ　5　加算Ⅱ　2　加算Ⅲ　3　加算Ⅳ 4　加算Ⅴ	

（別紙１）

介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（居宅サービス・施設サービス）

記入担当者氏名	（電話番号）	事業所名		事業所番号	

※実施するサービスに関して〇を付け、全ての項目に対し該当する番号に〇を付けてください。

提供サービス	適用開始年月日	施設等の区分	人員配置区分	その他該当する体制等		割引
各サービス共通				地域区分	1　1級地　6　2級地　7　3級地　2　4級地　3　5級地 4　6級地　9　7級地　5　その他	
22 短期入所療養介護	年　月　日	1　介護老人保健施設（Ⅰ） 2　ユニット型介護老人保健施設（Ⅰ）	1　基本型 2　在宅強化型	夜間勤務条件基準	1　基準型　6　減算型	
				職員の欠員による減算の状況	1　なし　2　医師　3　看護職員　4　介護職員　5　理学療法士 6　作業療法士　7　言語聴覚士	
				ユニットケア体制	1　対応不可　2　対応可	
				夜勤職員配置加算	1　なし　2　あり	
				認知症ケア加算	1　なし　2　あり	
				若年性認知症利用者受入加算	1　なし　2　あり	
				在宅復帰・在宅療養支援機能加算	1　なし　2　加算Ⅰ　3　加算Ⅱ	
				送迎体制	1　対応不可　2　対応可	
				療養食加算	1　なし　2　あり	
				認知症専門ケア加算	1　なし　2　加算Ⅰ　3　加算Ⅱ	
				サービス提供体制強化加算	1　なし　5　加算Ⅰイ　2　加算Ⅰロ　3　加算Ⅱ　4　加算Ⅲ	
				介護職員処遇改善加算	1　なし　6　加算Ⅰ　5　加算Ⅱ　2　加算Ⅲ　3　加算Ⅳ 4　加算Ⅴ	
	年　月　日	5　介護老人保健施設（Ⅱ） 6　ユニット型介護老人保健施設（Ⅱ） 7　介護老人保健施設（Ⅲ） 8　ユニット型介護老人保健施設（Ⅲ）		夜間勤務条件基準	1　基準型　6　減算型	
				職員の欠員による減算の状況	1　なし　2　医師　3　看護職員　4　介護職員　5　理学療法士 6　作業療法士　7　言語聴覚士	
				ユニットケア体制	1　対応不可　2　対応可	
				夜勤職員配置加算	1　なし　2　あり	
				ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ提供体制	1　言語聴覚療法　2　精神科作業療法　3　その他	
				認知症ケア加算	1　なし　2　あり	
				若年性認知症利用者受入加算	1　なし　2　あり	
				送迎体制	1　対応不可　2　対応可	
				特別療養費加算項目	1　重症皮膚潰瘍管理指導　2　薬剤管理指導	
				療養体制維持特別加算Ⅰ	1　なし　2　あり	
				療養体制維持特別加算Ⅱ	1　なし　2　あり	
				療養食加算	1　なし　2　あり	
				認知症専門ケア加算	1　なし　2　加算Ⅰ　3　加算Ⅱ	
				サービス提供体制強化加算	1　なし　5　加算Ⅰイ　2　加算Ⅰロ　3　加算Ⅱ　4　加算Ⅲ	
				介護職員処遇改善加算	1　なし　6　加算Ⅰ　5　加算Ⅱ　2　加算Ⅲ　3　加算Ⅳ 4　加算Ⅴ	
	年　月　日	9　介護老人保健施設（Ⅳ） A　ユニット型介護老人保健施設（Ⅳ）		夜間勤務条件基準	1　基準型　6　減算型	
				職員の欠員による減算の状況	1　なし　2　医師　3　看護職員　4　介護職員　5　理学療法士 6　作業療法士　7　言語聴覚士	
				ユニットケア体制	1　対応不可　2　対応可	
				夜勤職員配置加算	1　なし　2　あり	
				認知症ケア加算	1　なし　2　あり	
				若年性認知症利用者受入加算	1　なし　2　あり	
				送迎体制	1　対応不可　2　対応可	
				療養食加算	1　なし　2　あり	
				認知症専門ケア加算	1　なし　2　加算Ⅰ　3　加算Ⅱ	
				サービス提供体制強化加算	1　なし　5　加算Ⅰイ　2　加算Ⅰロ　3　加算Ⅱ　4　加算Ⅲ	
				介護職員処遇改善加算	1　なし　6　加算Ⅰ　5　加算Ⅱ　2　加算Ⅲ　3　加算Ⅳ 4　加算Ⅴ	

（別紙１）

介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（居宅サービス・施設サービス）

記入担当者氏名	（電話番号）	事業所名		事業所番号	

※実施するサービスに関して〇を付け、全ての項目に対し該当する番号に〇を付けてください。

提供サービス	適用開始年月日	施設等の区分	人員配置区分	その他該当する体制等		割引
各サービス共通				地域区分	1　1級地　6　2級地　7　3級地　2　4級地　3　5級地 4　6級地　9　7級地　5　その他	
23　短期入所療養介護	年　月　日	1　病院療養型	2　Ⅰ型（療養機能強化型以外） 5　Ⅰ型（療養機能強化型Ａ） 6　Ⅰ型（療養機能強化型Ｂ） 3　Ⅱ型（療養機能強化型以外） 7　Ⅱ型（療養機能強化型） 4　Ⅲ型	夜間勤務条件基準	1　基準型　2　加算型Ⅰ　3　加算型Ⅱ　7　加算型Ⅲ　5　加算型Ⅳ 6　減算型	
				職員の欠員による減算の状況	1　なし　2　医師　3　看護職員　4　介護職員	
				療養環境基準	1　基準型　2　減算型	
				医師の配置基準	1　基準　2　医療法施行規則第49条適用	
				若年性認知症利用者受入加算	1　なし　2　あり	
				送迎体制	1　対応不可　2　対応可	
				療養食加算	1　なし　2　あり	
				認知症専門ケア加算	1　なし　2　加算Ⅰ　3　加算Ⅱ	
				特定診療費項目	1　重症皮膚潰瘍管理指導　2　薬剤管理指導 3　集団コミュニケーション療法	
				ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ提供体制	2　理学療法Ⅰ　3　作業療法　4　言語聴覚療法　5　精神科作業療法 6　その他	
				サービス提供体制強化加算	1　なし　5　加算Ⅰイ　2　加算Ⅰロ　3　加算Ⅱ　4　加算Ⅲ	
				介護職員処遇改善加算	1　なし　6　加算Ⅰ　5　加算Ⅱ　2　加算Ⅲ　3　加算Ⅳ 4　加算Ⅴ	
	年　月　日	6　ユニット型病院療養型	1　療養機能強化型以外 2　療養機能強化型Ａ 3　療養機能強化型Ｂ	夜間勤務条件基準	1　基準型　2　加算型Ⅰ　3　加算型Ⅱ　7　加算型Ⅲ 5　加算型Ⅳ　6　減算型	
				職員の欠員による減算の状況	1　なし　2　医師　3　看護職員　4　介護職員	
				ユニットケア体制	1　対応不可　2　対応可	
				療養環境基準	1　基準型　2　減算型	
				医師の配置基準	1　基準　2　医療法施行規則第49条適用	
				若年性認知症利用者受入加算	1　なし　2　あり	
				送迎体制	1　対応不可　2　対応可	
				療養食加算	1　なし　2　あり	
				認知症専門ケア加算	1　なし　2　加算Ⅰ　3　加算Ⅱ	
				特定診療費項目	1　重症皮膚潰瘍管理指導　2　薬剤管理指導 3　集団コミュニケーション療法	
				ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ提供体制	2　理学療法Ⅰ　3　作業療法　4　言語聴覚療法　5　精神科作業療法 6　その他	
				サービス提供体制強化加算	1　なし　5　加算Ⅰイ　2　加算Ⅰロ　3　加算Ⅱ　4　加算Ⅲ	
				介護職員処遇改善加算	1　なし　6　加算Ⅰ　5　加算Ⅱ　2　加算Ⅲ　3　加算Ⅳ 4　加算Ⅴ	
	年　月　日	A　病院経過型 C　ユニット型病院経過型	2　Ⅰ型 3　Ⅱ型	夜間勤務条件基準	1　基準型　2　加算型Ⅰ　3　加算型Ⅱ　7　加算型Ⅲ 5　加算型Ⅳ　6　減算型	
				職員の欠員による減算の状況	1　なし　2　医師　3　看護職員　4　介護職員	
				ユニットケア体制	1　対応不可　2　対応可	
				療養環境基準	1　基準型　2　減算型	
				医師の配置基準	1　基準　2　医療法施行規則第49条適用	
				若年性認知症利用者受入加算	1　なし　2　あり	
				送迎体制	1　対応不可　2　対応可	
				療養食加算	1　なし　2　あり	
				認知症専門ケア加算	1　なし　2　加算Ⅰ　3　加算Ⅱ	
				特定診療費項目	1　重症皮膚潰瘍管理指導　2　薬剤管理指導 3　集団コミュニケーション療法	
				ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ提供体制	2　理学療法Ⅰ　3　作業療法　4　言語聴覚療法　5　精神科作業療法 6　その他	
				サービス提供体制強化加算	1　なし　5　加算Ⅰイ　2　加算Ⅰロ　3　加算Ⅱ　4　加算Ⅲ	
				介護職員処遇改善加算	1　なし　6　加算Ⅰ　5　加算Ⅱ　2　加算Ⅲ　3　加算Ⅳ 4　加算Ⅴ	

（別紙１）

介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（居宅サービス・施設サービス）

記入担当者氏名	（電話番号）	事業所名		事業所番号	

※実施するサービスに関して〇を付け、全ての項目に対し該当する番号に〇を付けてください。

提供サービス		適用開始年月日	施設等の区分	人員配置区分	その他該当する体制等		割引
各サービス共通					地域区分	1　1級地　6　2級地　7　3級地　2　4級地　3　5級地 4　6級地　9　7級地　5　その他	
23	短期入所療養介護	年　月　日	2　診療所型	1　Ⅰ型（療養機能強化型以外） 3　Ⅰ型（療養機能強化型Ａ） 4　Ⅰ型（療養機能強化型Ｂ） 2　Ⅱ型	設備基準	1　基準型　2　減算型	
					食堂の有無	1　基準型　2　減算型	
					若年性認知症利用者受入加算	1　なし　2　あり	
					送迎体制	1　対応不可　2　対応可	
					療養食加算	1　なし　2　あり	
					認知症専門ケア加算	1　なし　2　加算Ⅰ　3　加算Ⅱ	
					特定診療費項目	1　重症皮膚潰瘍管理指導　2　薬剤管理指導 3　集団コミュニケーション療法	
					ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ提供体制	2　理学療法Ⅰ　3　作業療法　4　言語聴覚療法　5　精神科作業療法 6　その他	
					サービス提供体制強化加算	1　なし　5　加算Ⅰイ　2　加算Ⅰロ　3　加算Ⅱ　4　加算Ⅲ	
					介護職員処遇改善加算	1　なし　6　加算Ⅰ　5　加算Ⅱ　2　加算Ⅲ　3　加算Ⅳ 4　加算Ⅴ	
		年　月　日	7　ユニット型診療所型	1　療養機能強化型以外 2　療養機能強化型Ａ 3　療養機能強化型Ｂ	ユニットケア体制	1　対応不可　2　対応可	
					設備基準	1　基準型　2　減算型	
					食堂の有無	1　基準型　2　減算型	
					若年性認知症利用者受入加算	1　なし　2　あり	
					送迎体制	1　対応不可　2　対応可	
					療養食加算	1　なし　2　あり	
					認知症専門ケア加算	1　なし　2　加算Ⅰ　3　加算Ⅱ	
					特定診療費項目	1　重症皮膚潰瘍管理指導　2　薬剤管理指導 3　集団コミュニケーション療法	
					ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ提供体制	2　理学療法Ⅰ　3　作業療法　4　言語聴覚療法　5　精神科作業療法 6　その他	
					サービス提供体制強化加算	1　なし　5　加算Ⅰイ　2　加算Ⅰロ　3　加算Ⅱ　4　加算Ⅲ	
					介護職員処遇改善加算	1　なし　6　加算Ⅰ　5　加算Ⅱ　2　加算Ⅲ　3　加算Ⅳ 4　加算Ⅴ	
		年　月　日	3　認知症疾患型 8　ユニット型認知症疾患型 B　認知症経過型	5　Ⅰ型 6　Ⅱ型 7　Ⅲ型 8　Ⅳ型 9　Ⅴ型	職員の欠員による減算の状況	1　なし　2　医師　3　看護職員　4　介護職員	
					ユニットケア体制	1　対応不可　2　対応可	
					送迎体制	1　対応不可　2　対応可	
					療養食加算	1　なし　2　あり	
					ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ提供体制	1　精神科作業療法　2　その他	
					サービス提供体制強化加算	1　なし　5　加算Ⅰイ　2　加算Ⅰロ　3　加算Ⅱ　4　加算Ⅲ	
					介護職員処遇改善加算	1　なし　6　加算Ⅰ　5　加算Ⅱ　2　加算Ⅲ　3　加算Ⅳ 4　加算Ⅴ	

（別紙１）

介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（居宅サービス・施設サービス）

記入担当者氏名	（電話番号）	事業所名		事業所番号	

※実施するサービスに関して〇を付け、全ての項目に対し該当する番号に〇を付けてください。

提供サービス		適用開始年月日	施設等の区分	人員配置区分	その他該当する体制等		割引
各サービス共通					地域区分	1　1級地　6　2級地　7　3級地　2　4級地　3　5級地 4　6級地　9　7級地　5　その他	
2A	短期入所療養介護	年　月　日	1　Ⅰ型介護医療院	1　Ⅰ型（Ⅰ） 2　Ⅰ型（Ⅱ） 3　Ⅰ型（Ⅲ）	夜間勤務条件基準	1　基準型　2　加算型Ⅰ　3　加算型Ⅱ　7　加算型Ⅲ 5　加算型Ⅳ　6　減算型	
					職員の欠員による減算の状況	1　なし　2　医師　3　薬剤師　4　看護職員　5　介護職員	
					療養環境基準（廊下）	1　基準型　2　減算型	
					療養環境基準（療養室）	1　基準型　2　減算型	
					若年性認知症利用者受入加算	1　なし　2　あり	
					送迎体制	1　対応不可　2　対応可	
					療養食加算	1　なし　2　あり	
					認知症専門ケア加算	1　なし　2　加算Ⅰ　3　加算Ⅱ	
					重度認知症疾患療養体制加算	1　なし　2　加算Ⅰ　3　加算Ⅱ	
					特別診療費項目	1　重症皮膚潰瘍管理指導　2　薬剤管理指導 3　集団コミュニケーション療法	
					ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ提供体制	2　理学療法Ⅰ　3　作業療法　4　言語聴覚療法　5　精神科作業療法 6　その他	
					サービス提供体制強化加算	1　なし　5　加算Ⅰイ　2　加算Ⅰロ　3　加算Ⅱ　4　加算Ⅲ	
					介護職員処遇改善加算	1　なし　6　加算Ⅰ　5　加算Ⅱ　2　加算Ⅲ　3　加算Ⅳ 4　加算Ⅴ	
		年　月　日	2　Ⅱ型介護医療院	1　Ⅱ型（Ⅰ） 2　Ⅱ型（Ⅱ） 3　Ⅱ型（Ⅲ）	夜間勤務条件基準	1　基準型　2　加算型Ⅰ　3　加算型Ⅱ　7　加算型Ⅲ 5　加算型Ⅳ　6　減算型	
					職員の欠員による減算の状況	1　なし　2　医師　3　薬剤師　4　看護職員　5　介護職員	
					療養環境基準（廊下）	1　基準型　2　減算型	
					療養環境基準（療養室）	1　基準型　2　減算型	
					若年性認知症利用者受入加算	1　なし　2　あり	
					送迎体制	1　対応不可　2　対応可	
					療養食加算	1　なし　2　あり	
					認知症専門ケア加算	1　なし　2　加算Ⅰ　3　加算Ⅱ	
					重度認知症疾患療養体制加算	1　なし　2　加算Ⅰ　3　加算Ⅱ	
					特別診療費項目	1　重症皮膚潰瘍管理指導　2　薬剤管理指導 3　集団コミュニケーション療法	
					ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ提供体制	2　理学療法Ⅰ　3　作業療法　4　言語聴覚療法　5　精神科作業療法 6　その他	
					サービス提供体制強化加算	1　なし　5　加算Ⅰイ　2　加算Ⅰロ　3　加算Ⅱ　4　加算Ⅲ	
					介護職員処遇改善加算	1　なし　6　加算Ⅰ　5　加算Ⅱ　2　加算Ⅲ　3　加算Ⅳ 4　加算Ⅴ	
		年　月　日	3　特別介護医療院	1　Ⅰ型 2　Ⅱ型	夜間勤務条件基準	1　基準型　2　加算型Ⅰ　3　加算型Ⅱ　7　加算型Ⅲ 5　加算型Ⅳ　6　減算型	
					職員の欠員による減算の状況	1　なし　2　医師　3　薬剤師　4　看護職員　5　介護職員	
					療養環境基準（廊下）	1　基準型　2　減算型	
					療養環境基準（療養室）	1　基準型　2　減算型	
					若年性認知症利用者受入加算	1　なし　2　あり	
					送迎体制	1　対応不可　2　対応可	
					療養食加算	1　なし　2　あり	
					認知症専門ケア加算	1　なし　2　加算Ⅰ　3　加算Ⅱ	
					重度認知症疾患療養体制加算	1　なし　2　加算Ⅰ　3　加算Ⅱ	
					サービス提供体制強化加算	1　なし　5　加算Ⅰイ　2　加算Ⅰロ　3　加算Ⅱ　4　加算Ⅲ	
					介護職員処遇改善加算	1　なし　6　加算Ⅰ　5　加算Ⅱ　2　加算Ⅲ　3　加算Ⅳ 4　加算Ⅴ	

（別紙１）

介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（居宅サービス・施設サービス）

記入担当者氏名	（電話番号）	事業所名		事業所番号	

※実施するサービスに関して〇を付け、全ての項目に対し該当する番号に〇を付けてください。

提供サービス		適用開始年月日	施設等の区分	人員配置区分	その他該当する体制等		割引
各サービス共通					地域区分	1　1級地　6　2級地　7　3級地　2　4級地　3　5級地 4　6級地　9　7級地　5　その他	
2A	短期入所療養介護	年　月　日	4　ユニット型Ⅰ型介護医療院	1　Ⅰ型（Ⅰ） 2　Ⅰ型（Ⅱ）	夜間勤務条件基準	1　基準型　2　加算型Ⅰ　3　加算型Ⅱ　7　加算型Ⅲ 5　加算型Ⅳ　6　減算型	
					職員の欠員による減算の状況	1　なし　2　医師　3　薬剤師　4　看護職員　5　介護職員	
					ユニットケア体制	1　対応不可　2　対応可	
					療養環境基準（廊下）	1　基準型　2　減算型	
					療養環境基準（療養室）	1　基準型　2　減算型	
					若年性認知症利用者受入加算	1　なし　2　あり	
					送迎体制	1　対応不可　2　対応可	
					療養食加算	1　なし　2　あり	
					認知症専門ケア加算	1　なし　2　加算Ⅰ　3　加算Ⅱ	
					重度認知症疾患療養体制加算	1　なし　2　加算Ⅰ　3　加算Ⅱ	
					特別診療費項目	1　重症皮膚潰瘍管理指導　2　薬剤管理指導 3　集団コミュニケーション療法	
					ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ提供体制	2　理学療法Ⅰ　3　作業療法　4　言語聴覚療法　5　精神科作業療法 6　その他	
					サービス提供体制強化加算	1　なし　5　加算Ⅰイ　2　加算Ⅰロ　3　加算Ⅱ　4　加算Ⅲ	
					介護職員処遇改善加算	1　なし　6　加算Ⅰ　5　加算Ⅱ　2　加算Ⅲ　3　加算Ⅳ 4　加算Ⅴ	
		年　月　日	5　ユニット型Ⅱ型介護医療院		夜間勤務条件基準	1　基準型　2　加算型Ⅰ　3　加算型Ⅱ　7　加算型Ⅲ 5　加算型Ⅳ　6　減算型	
					職員の欠員による減算の状況	1　なし　2　医師　3　薬剤師　4　看護職員　5　介護職員	
					ユニットケア体制	1　対応不可　2　対応可	
					療養環境基準（廊下）	1　基準型　2　減算型	
					療養環境基準（療養室）	1　基準型　2　減算型	
					若年性認知症利用者受入加算	1　なし　2　あり	
					送迎体制	1　対応不可　2　対応可	
					療養食加算	1　なし　2　あり	
					認知症専門ケア加算	1　なし　2　加算Ⅰ　3　加算Ⅱ	
					重度認知症疾患療養体制加算	1　なし　2　加算Ⅰ　3　加算Ⅱ	
					特別診療費項目	1　重症皮膚潰瘍管理指導　2　薬剤管理指導 3　集団コミュニケーション療法	
					ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ提供体制	2　理学療法Ⅰ　3　作業療法　4　言語聴覚療法　5　精神科作業療法 6　その他	
					サービス提供体制強化加算	1　なし　5　加算Ⅰイ　2　加算Ⅰロ　3　加算Ⅱ　4　加算Ⅲ	
					介護職員処遇改善加算	1　なし　6　加算Ⅰ　5　加算Ⅱ　2　加算Ⅲ　3　加算Ⅳ 4　加算Ⅴ	
		年　月　日	6　ユニット型特別介護医療院	1　Ⅰ型 2　Ⅱ型	夜間勤務条件基準	1　基準型　2　加算型Ⅰ　3　加算型Ⅱ　7　加算型Ⅲ 5　加算型Ⅳ　6　減算型	
					職員の欠員による減算の状況	1　なし　2　医師　3　薬剤師　4　看護職員　5　介護職員	
					ユニットケア体制	1　対応不可　2　対応可	
					療養環境基準（廊下）	1　基準型　2　減算型	
					療養環境基準（療養室）	1　基準型　2　減算型	
					若年性認知症利用者受入加算	1　なし　2　あり	
					送迎体制	1　対応不可　2　対応可	
					療養食加算	1　なし　2　あり	
					認知症専門ケア加算	1　なし　2　加算Ⅰ　3　加算Ⅱ	
					重度認知症疾患療養体制加算	1　なし　2　加算Ⅰ　3　加算Ⅱ	
					サービス提供体制強化加算	1　なし　5　加算Ⅰイ　2　加算Ⅰロ　3　加算Ⅱ　4　加算Ⅲ	
					介護職員処遇改善加算	1　なし　6　加算Ⅰ　5　加算Ⅱ　2　加算Ⅲ　3　加算Ⅳ 4　加算Ⅴ	

（別紙１）

介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（居宅サービス・施設サービス）

記入担当者氏名	（電話番号）	事業所名		事業所番号	

※実施するサービスに関して〇を付け、全ての項目に対し該当する番号に〇を付けてください。

提供サービス		適用開始年月日	施設等の区分	人員配置区分	その他該当する体制等		割引
各サービス共通					地域区分	1　1級地　6　2級地　7　3級地　2　4級地　3　5級地 4　6級地　9　7級地　5　その他	
33	特定施設入居者生活介護	年　月　日	1　有料老人ホーム（介護専用型） 2　軽費老人ホーム（介護専用型） 3　養護老人ホーム（介護専用型） 5　有料老人ホーム（混合型） 6　軽費老人ホーム（混合型） 7　養護老人ホーム（混合型）	1　一般型 2　外部サービス利用型	職員の欠員による減算の状況	1　なし　2　看護職員　3　介護職員	1　なし　2　あり
					身体拘束廃止取組の有無	1　減算型　2　基準型	
					入居継続支援加算	1　なし　2　あり	
					生活機能向上連携加算	1　なし　2　あり	
					個別機能訓練体制	1　なし　2　あり	
					夜間看護体制	1　対応不可　2　対応可	
					若年性認知症入居者受入加算	1　なし　2　あり	
					看取り介護加算	1　なし　2　あり	
					認知症専門ケア加算	1　なし　2　加算Ⅰ　3加算Ⅱ	
					サービス提供体制強化加算	1　なし　2　加算Ⅰイ　3　加算Ⅰロ　4　加算Ⅱ　5　加算Ⅲ	
					介護職員処遇改善加算	1　なし　6　加算Ⅰ　5　加算Ⅱ　2　加算Ⅲ　3　加算Ⅳ 4　加算Ⅴ	
27	特定施設入居者生活介護（短期利用型）	年　月　日	1　有料老人ホーム（介護専用型） 2　軽費老人ホーム（介護専用型） 5　有料老人ホーム（混合型） 6　軽費老人ホーム（混合型）		職員の欠員による減算の状況	1　なし　2　看護職員　3　介護職員	1　なし　2　あり
					夜間看護体制	1　対応不可　2　対応可	
					若年性認知症入居者受入加算	1　なし　2　あり	
					サービス提供体制強化加算	1　なし　2　加算Ⅰイ　3　加算Ⅰロ　4　加算Ⅱ　5　加算Ⅲ	
					介護職員処遇改善加算	1　なし　6　加算Ⅰ　5　加算Ⅱ　2　加算Ⅲ　3　加算Ⅳ 4　加算Ⅴ	
17	福祉用具貸与	年　月　日			特別地域加算	1　なし　2　あり	
					中山間地域等における小規模事業所加算（地域に関する状況）	1　非該当　2　該当	
					中山間地域等における小規模事業所加算（規模に関する状況）	1　非該当　2　該当	
51	介護福祉施設サービス	年　月　日	1　介護福祉施設 2　経過的小規模介護福祉施設 3　ユニット型介護福祉施設 4　ユニット型経過的小規模介護福祉施設		夜間勤務条件基準	1　基準型　6　減算型	1　なし　2　あり
					職員の欠員による減算の状況	1　なし　2　看護職員　3　介護職員　4　介護支援専門員	
					ユニットケア体制	1　対応不可　2　対応可	
					身体拘束廃止取組の有無	1　減算型　2　基準型	
					日常生活継続支援加算	1　なし　2　あり	
					看護体制加算Ⅰ	1　なし　2　あり	
					看護体制加算Ⅱ	1　なし　2　あり	
					夜勤職員配置加算	1　なし　2　加算Ⅰ・加算Ⅱ　3　加算Ⅲ・加算Ⅳ	
					介護ロボットの導入	1　なし　2　あり	
					準ユニットケア体制	1　対応不可　2　対応可	
					生活機能向上連携加算	1　なし　2　あり	
					個別機能訓練体制	1　なし　2　あり	
					若年性認知症入所者受入加算	1　なし　2　あり	
					常勤専従医師配置	1　なし　2　あり	
					精神科医師定期的療養指導	1　なし　2　あり	
					障害者生活支援体制	1　なし　2　加算Ⅰ　3　加算Ⅱ	
					栄養マネジメント体制	1　なし　2　あり	
					療養食加算	1　なし　2　あり	
					配置医師緊急時対応加算	1　なし　2　あり	
					看取り介護体制	1　なし　2　加算Ⅰ　3　加算Ⅱ	
					在宅・入所相互利用体制	1　対応不可　2　対応可	
					認知症専門ケア加算	1　なし　2　加算Ⅰ　3　加算Ⅱ	
					褥瘡マネジメント加算	1　なし　2　あり	
					サービス提供体制強化加算	1　なし　5　加算Ⅰイ　2　加算Ⅰロ　3　加算Ⅱ　4　加算Ⅲ	
					介護職員処遇改善加算	1　なし　6　加算Ⅰ　5　加算Ⅱ　2　加算Ⅲ　3　加算Ⅳ 4　加算Ⅴ	

（別紙１）

介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（居宅サービス・施設サービス）

記入担当者氏名	（電話番号）	事業所名		事業所番号	

※実施するサービスに関して〇を付け、全ての項目に対し該当する番号に〇を付けてください。

提供サービス	適用開始年月日	施設等の区分	人員配置区分	その他該当する体制等		割引
各サービス共通				地域区分	1　1級地　6　2級地　7　3級地　2　4級地　3　5級地 4　6級地　9　7級地　5　その他	
52 介護保健施設サービス	年　月　日	1　介護保健施設（Ⅰ） 2　ユニット型介護保健施設（Ⅰ）	1　基本型 2　在宅強化型	夜間勤務条件基準	1　基準型　6　減算型	
				職員の欠員による減算の状況	1　なし　2　医師　3　看護職員　4　介護職員　5　理学療法士 6　作業療法士　7　介護支援専門員　8　言語聴覚士	
				ユニットケア体制	1　対応不可　2　対応可	
				身体拘束廃止取組の有無	1　減算型　2　基準型	
				夜勤職員配置加算	1　なし　2　あり	
				認知症ケア加算	1　なし　2　あり	
				若年性認知症入所者受入加算	1　なし　2　あり	
				在宅復帰・在宅療養支援機能加算	1　なし　2　加算Ⅰ　3　加算Ⅱ	
				ターミナルケア体制	1　なし　2　あり	
				栄養マネジメント体制	1　なし　2　あり	
				療養食加算	1　なし　2　あり	
				認知症専門ケア加算	1　なし　2　加算Ⅰ　3　加算Ⅱ	
				褥瘡マネジメント加算	1　なし　2　あり	
				サービス提供体制強化加算	1　なし　5　加算Ⅰイ　2　加算Ⅰロ　3　加算Ⅱ　4　加算Ⅲ	
				介護職員処遇改善加算	1　なし　6　加算Ⅰ　5　加算Ⅱ　2　加算Ⅲ　3　加算Ⅳ 4　加算Ⅴ	
	年　月　日	5　介護保健施設（Ⅱ） 6　ユニット型介護保健施設（Ⅱ） 7　介護保健施設（Ⅲ） 8　ユニット型介護保健施設（Ⅲ）		夜間勤務条件基準	1　基準型　6　減算型	
				職員の欠員による減算の状況	1　なし　2　医師　3　看護職員　4　介護職員　5　理学療法士 6　作業療法士　7　介護支援専門員　8　言語聴覚士	
				ユニットケア体制	1　対応不可　2　対応可	
				身体拘束廃止取組の有無	1　減算型　2　基準型	
				夜勤職員配置加算	1　なし　2　あり	
				認知症ケア加算	1　なし　2　あり	
				若年性認知症入所者受入加算	1　なし　2　あり	
				ターミナルケア体制	1　なし　2　あり	
				特別療養費加算項目	1　重症皮膚潰瘍管理指導　2　薬剤管理指導	
				療養体制維持特別加算Ⅰ	1　なし　2　あり	
				療養体制維持特別加算Ⅱ	1　なし　2　あり	
				栄養マネジメント体制	1　なし　2　あり	
				療養食加算	1　なし　2　あり	
				認知症専門ケア加算	1　なし　2　加算Ⅰ　3　加算Ⅱ	
				ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ提供体制	1　ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ指導管理　2　言語聴覚療法　3　精神科作業療法 4　その他	
				サービス提供体制強化加算	1　なし　5　加算Ⅰイ　2　加算Ⅰロ　3　加算Ⅱ　4　加算Ⅲ	
				介護職員処遇改善加算	1　なし　6　加算Ⅰ　5　加算Ⅱ　2　加算Ⅲ　3　加算Ⅳ 4　加算Ⅴ	
	年　月　日	9　介護保健施設（Ⅳ） A　ユニット型介護保健施設（Ⅳ）		夜間勤務条件基準	1　基準型　6　減算型	
				職員の欠員による減算の状況	1　なし　2　医師　3　看護職員　4　介護職員　5　理学療法士 6　作業療法士　7　介護支援専門員　8　言語聴覚士	
				ユニットケア体制	1　対応不可　2　対応可	
				身体拘束廃止取組の有無	1　減算型　2　基準型	
				夜勤職員配置加算	1　なし　2　あり	
				認知症ケア加算	1　なし　2　あり	
				若年性認知症入所者受入加算	1　なし　2　あり	
				ターミナルケア体制	1　なし　2　あり	
				栄養マネジメント体制	1　なし　2　あり	
				療養食加算	1　なし　2　あり	
				認知症専門ケア加算	1　なし　2　加算Ⅰ　3　加算Ⅱ	
				サービス提供体制強化加算	1　なし　5　加算Ⅰイ　2　加算Ⅰロ　3　加算Ⅱ　4　加算Ⅲ	
				介護職員処遇改善加算	1　なし　6　加算Ⅰ　5　加算Ⅱ　2　加算Ⅲ　3　加算Ⅳ 4　加算Ⅴ	

（別紙１）

介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（居宅サービス・施設サービス）

記入担当者氏名	（電話番号）	事業所名		事業所番号	

※実施するサービスに関して〇を付け、全ての項目に対し該当する番号に〇を付けてください。

提供サービス		適用開始年月日	施設等の区分	人員配置区分	その他該当する体制等		割引
各サービス共通					地域区分	1　1級地　6　2級地　7　3級地　2　4級地　3　5級地 4　6級地　9　7級地　5　その他	
53	介護療養施設サービス	年　月　日	1　病院療養型	2　Ⅰ型（療養機能強化型以外） 5　Ⅰ型（療養機能強化型Ａ） 6　Ⅰ型（療養機能強化型Ｂ） 3　Ⅱ型（療養機能強化型以外） 7　Ⅱ型（療養機能強化型） 4　Ⅲ型	夜間勤務条件基準	1　基準型　2　加算型Ⅰ　3　加算型Ⅱ　5　加算型Ⅳ　6　減算型 7　加算型Ⅲ	
					職員の欠員による減算の状況	1　なし　2　医師　3　看護職員　4　介護職員　5　介護支援専門員	
					入院患者に関する基準	1　基準型　2　減算型	
					身体拘束廃止取組の有無	1　減算型　2　基準型	
					療養環境基準	1　基準型　2　減算型	
					医師の配置基準	1　基準　2　医療法施行規則第49条適用	
					若年性認知症患者受入加算	1　なし　2　あり	
					栄養マネジメント体制	1　なし　2　あり	
					療養食加算	1　なし　2　あり	
					特定診療費項目	1　重症皮膚潰瘍管理指導　2　薬剤管理指導 3　集団コミュニケーション療法	
					ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ提供体制	2　理学療法Ⅰ　3　作業療法　4　言語聴覚療法　5　精神科作業療法 6　その他	
					認知症短期集中ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ加算	1　なし　2　あり	
					認知症専門ケア加算	1　なし　2　加算Ⅰ　3　加算Ⅱ	
					サービス提供体制強化加算	1　なし　5　加算Ⅰイ　2　加算Ⅰロ　3　加算Ⅱ　4　加算Ⅲ	
					介護職員処遇改善加算	1　なし　6　加算Ⅰ　5　加算Ⅱ　2　加算Ⅲ　3　加算Ⅳ 4　加算Ⅴ	
		年　月　日	6　ユニット型病院療養型	1　療養機能強化型以外 2　療養機能強化型Ａ 3　療養機能強化型Ｂ	夜間勤務条件基準	1　基準型　2　加算型Ⅰ　3　加算型Ⅱ　5　加算型Ⅳ　6　減算型 7　加算型Ⅲ	
					職員の欠員による減算の状況	1　なし　2　医師　3　看護職員　4　介護職員　5　介護支援専門員	
					入院患者に関する基準	1　基準型　2　減算型	
					ユニットケア体制	1　対応不可　2　対応可	
					身体拘束廃止取組の有無	1　減算型　2　基準型	
					療養環境基準	1　基準型　2　減算型	
					医師の配置基準	1　基準　2　医療法施行規則第49条適用	
					若年性認知症患者受入加算	1　なし　2　あり	
					栄養マネジメント体制	1　なし　2　あり	
					療養食加算	1　なし　2　あり	
					特定診療費項目	1　重症皮膚潰瘍管理指導　2　薬剤管理指導 3　集団コミュニケーション療法	
					ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ提供体制	2　理学療法Ⅰ　3　作業療法　4　言語聴覚療法　5　精神科作業療法 6　その他	
					認知症短期集中ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ加算	1　なし　2　あり	
					認知症専門ケア加算	1　なし　2　加算Ⅰ　3　加算Ⅱ	
					サービス提供体制強化加算	1　なし　5　加算Ⅰイ　2　加算Ⅰロ　3　加算Ⅱ　4　加算Ⅲ	
					介護職員処遇改善加算	1　なし　6　加算Ⅰ　5　加算Ⅱ　2　加算Ⅲ　3　加算Ⅳ 4　加算Ⅴ	

（別紙１）

介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（居宅サービス・施設サービス）

記入担当者氏名	（電話番号）	事業所名		事業所番号	

※実施するサービスに関して〇を付け、全ての項目に対し該当する番号に〇を付けてください。

提供サービス	適用開始年月日	施設等の区分	人員配置区分	その他該当する体制等		割引
各サービス共通				地域区分	1　１級地　6　２級地　7　３級地　2　４級地　3　５級地 4　６級地　9　７級地　5　その他	
53　介護療養施設サービス	年　月　日	A　病院経過型 C　ユニット型病院経過型	2　Ⅰ型 3　Ⅱ型	夜間勤務条件基準	1　基準型　2　加算型Ⅰ　3　加算型Ⅱ　5　加算型Ⅳ　6　減算型 7　加算型Ⅲ	
				職員の欠員による減算の状況	1　なし　2　医師　3　看護職員　4　介護職員　5　介護支援専門員	
				入院患者に関する基準	1　基準型　2　減算型	
				ユニットケア体制	1　対応不可　2　対応可	
				身体拘束廃止取組の有無	1　減算型　2　基準型	
				療養環境基準	1　基準型　2　減算型	
				医師の配置基準	1　基準　2　医療法施行規則第49条適用	
				若年性認知症患者受入加算	1　なし　2　あり	
				栄養マネジメント体制	1　なし　2　あり	
				療養食加算	1　なし　2　あり	
				特定診療費項目	1　重症皮膚潰瘍管理指導　2　薬剤管理指導 3　集団コミュニケーション療法	
				ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ提供体制	2　理学療法Ⅰ　3　作業療法　4　言語聴覚療法　5　精神科作業療法 6　その他	
				認知症短期集中ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ加算	1　なし　2　あり	
				認知症専門ケア加算	1　なし　2　加算Ⅰ　3　加算Ⅱ	
				サービス提供体制強化加算	1　なし　5　加算Ⅰイ　2　加算Ⅰロ　3　加算Ⅱ　4　加算Ⅲ	
				介護職員処遇改善加算	1　なし　6　加算Ⅰ　5　加算Ⅱ　2　加算Ⅲ　3　加算Ⅳ 4　加算Ⅴ	
	年　月　日	2　診療所型	1　Ⅰ型（療養機能強化型以外） 3　Ⅰ型（療養機能強化型Ａ） 4　Ⅰ型（療養機能強化型Ｂ） 2　Ⅱ型	入院患者に関する基準	1　基準型　2　減算型	
				身体拘束廃止取組の有無	1　減算型　2　基準型	
				設備基準	1　基準型　2　減算型	
				若年性認知症患者受入加算	1　なし　2　あり	
				栄養マネジメント体制	1　なし　2　あり	
				療養食加算	1　なし　2　あり	
				特定診療費項目	1　重症皮膚潰瘍管理指導　2　薬剤管理指導 3　集団コミュニケーション療法	
				ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ提供体制	2　理学療法Ⅰ　3　作業療法　4　言語聴覚療法　5　精神科作業療法 6　その他	
				認知症短期集中ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ加算	1　なし　2　あり	
				認知症専門ケア加算	1　なし　2　加算Ⅰ　3　加算Ⅱ	
				サービス提供体制強化加算	1　なし　5　加算Ⅰイ　2　加算Ⅰロ　3　加算Ⅱ　4　加算Ⅲ	
				介護職員処遇改善加算	1　なし　6　加算Ⅰ　5　加算Ⅱ　2　加算Ⅲ　3　加算Ⅳ 4　加算Ⅴ	
	年　月　日	7　ユニット型診療所型	1　療養機能強化型以外 2　療養機能強化型Ａ 3　療養機能強化型Ｂ	入院患者に関する基準	1　基準型　2　減算型	
				ユニットケア体制	1　対応不可　2　対応可	
				身体拘束廃止取組の有無	1　減算型　2　基準型	
				設備基準	1　基準型　2　減算型	
				若年性認知症患者受入加算	1　なし　2　あり	
				栄養マネジメント体制	1　なし　2　あり	
				療養食加算	1　なし　2　あり	
				特定診療費項目	1　重症皮膚潰瘍管理指導　2　薬剤管理指導 3　集団コミュニケーション療法	
				ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ提供体制	2　理学療法Ⅰ　3　作業療法　4　言語聴覚療法　5　精神科作業療法 6　その他	
				認知症短期集中ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ加算	1　なし　2　あり	
				認知症専門ケア加算	1　なし　2　加算Ⅰ　3　加算Ⅱ	
				サービス提供体制強化加算	1　なし　5　加算Ⅰイ　2　加算Ⅰロ　3　加算Ⅱ　4　加算Ⅲ	
				介護職員処遇改善加算	1　なし　6　加算Ⅰ　5　加算Ⅱ　2　加算Ⅲ　3　加算Ⅳ 4　加算Ⅴ	

（別紙１）

介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（居宅サービス・施設サービス）

記入担当者氏名	（電話番号）	事業所名		事業所番号	

※実施するサービスに関して〇を付け、全ての項目に対し該当する番号に〇を付けてください。

提供サービス		適用開始年月日	施設等の区分	人員配置区分	その他該当する体制等		割引
各サービス共通					地域区分	1　1級地　6　2級地　7　3級地　2　4級地　3　5級地 4　6級地　9　7級地　5　その他	
53	介護療養施設サービス	年　月　日	3　認知症疾患型 8　ユニット型認知症疾患型 B　認知症経過型	5　Ⅰ型 6　Ⅱ型 7　Ⅲ型 8　Ⅳ型 9　Ⅴ型	職員の欠員による減算の状況	1　なし　2　医師　3　看護職員　4　介護職員　5　介護支援専門員	
					入院患者に関する基準	1　基準型　2　減算型	
					ユニットケア体制	1　対応不可　2　対応可	
					身体拘束廃止取組の有無	1　減算型　2　基準型	
					栄養マネジメント体制	1　なし　2　あり	
					療養食加算	1　なし　2　あり	
					ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ提供体制	1　精神科作業療法　2　その他	
					認知症短期集中ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ加算	1　なし　2　あり	
					サービス提供体制強化加算	1　なし　5　加算Ⅰイ　2　加算Ⅰロ　3　加算Ⅱ　4　加算Ⅲ	
					介護職員処遇改善加算	1　なし　6　加算Ⅰ　5　加算Ⅱ　2　加算Ⅲ　3　加算Ⅳ 4　加算Ⅴ	
55	介護医療院サービス	年　月　日	1　Ⅰ型介護医療院	1　Ⅰ型（Ⅰ） 2　Ⅰ型（Ⅱ） 3　Ⅰ型（Ⅲ）	夜間勤務条件基準	1　基準型　2　加算型Ⅰ　3　加算型Ⅱ　7　加算型Ⅲ 5　加算型Ⅳ　6　減算型	
					職員の欠員による減算の状況	1　なし　2　医師　3　薬剤師　4　看護職員　5　介護職員 6　介護支援専門員	
					身体拘束廃止取組の有無	1　減算型　2　基準型	
					療養環境基準（廊下）	1　基準型　2　減算型	
					療養環境基準（療養室）	1　基準型　2　減算型	
					若年性認知症入所者受入加算	1　なし　2　あり	
					栄養マネジメント体制	1　なし　2　あり	
					療養食加算	1　なし　2　あり	
					特別診療費項目	1　重症皮膚潰瘍管理指導　2　薬剤管理指導 3　集団コミュニケーション療法	
					ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ提供体制	2　理学療法Ⅰ　3　作業療法　4　言語聴覚療法　5　精神科作業療法 6　その他	
					認知症短期集中ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ加算	1　なし　2　あり	
					認知症専門ケア加算	1　なし　2　加算Ⅰ　3　加算Ⅱ	
					重度認知症疾患療養体制加算	1　なし　2　加算Ⅰ　3　加算Ⅱ	
					移行定着支援加算	1　なし　2　あり	
					サービス提供体制強化加算	1　なし　5　加算Ⅰイ　2　加算Ⅰロ　3　加算Ⅱ　4　加算Ⅲ	
					介護職員処遇改善加算	1　なし　6　加算Ⅰ　5　加算Ⅱ　2　加算Ⅲ　3　加算Ⅳ 4　加算Ⅴ	
		年　月　日	2　Ⅱ型介護医療院	1　Ⅱ型（Ⅰ） 2　Ⅱ型（Ⅱ） 3　Ⅱ型（Ⅲ）	夜間勤務条件基準	1　基準型　2　加算型Ⅰ　3　加算型Ⅱ　7　加算型Ⅲ 5　加算型Ⅳ　6　減算型	
					職員の欠員による減算の状況	1　なし　2　医師　3　薬剤師　4　看護職員 5　介護職員　6　介護支援専門員	
					身体拘束廃止取組の有無	1　減算型　2　基準型	
					療養環境基準（廊下）	1　基準型　2　減算型	
					療養環境基準（療養室）	1　基準型　2　減算型	
					若年性認知症入所者受入加算	1　なし　2　あり	
					栄養マネジメント体制	1　なし　2　あり	
					療養食加算	1　なし　2　あり	
					特別診療費項目	1　重症皮膚潰瘍管理指導　2　薬剤管理指導 3　集団コミュニケーション療法	
					ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ提供体制	2　理学療法Ⅰ　3　作業療法　4　言語聴覚療法　5　精神科作業療法 6　その他	
					認知症短期集中ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ加算	1　なし　2　あり	
					認知症専門ケア加算	1　なし　2　加算Ⅰ　3　加算Ⅱ	
					重度認知症疾患療養体制加算	1　なし　2　加算Ⅰ　3　加算Ⅱ	
					移行定着支援加算	1　なし　2　あり	
					サービス提供体制強化加算	1　なし　5　加算Ⅰイ　2　加算Ⅰロ　3　加算Ⅱ　4　加算Ⅲ	
					介護職員処遇改善加算	1　なし　6　加算Ⅰ　5　加算Ⅱ　2　加算Ⅲ　3　加算Ⅳ 4　加算Ⅴ	

（別紙１）

介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（居宅サービス・施設サービス）

記入担当者氏名	（電話番号）	事業所名		事業所番号	

※実施するサービスに関して〇を付け、全ての項目に対し該当する番号に〇を付けてください。

提供サービス		適用開始年月日	施設等の区分	人員配置区分	その他該当する体制等		割引
各サービス共通					地域区分	1　1級地　6　2級地　7　3級地　2　4級地　3　5級地 4　6級地　9　7級地　5　その他	
55	介護医療院サービス	年　月　日	3　特別介護医療院	1　Ⅰ型 2　Ⅱ型	夜間勤務条件基準	1　基準型　2　加算型Ⅰ　3　加算型Ⅱ　7　加算型Ⅲ 5　加算型Ⅳ　6　減算型	
					職員の欠員による減算の状況	1　なし　2　医師　3　薬剤師　4　看護職員　5　介護職員 6　介護支援専門員	
					身体拘束廃止取組の有無	1　減算型　2　基準型	
					療養環境基準（廊下）	1　基準型　2　減算型	
					療養環境基準（療養室）	1　基準型　2　減算型	
					若年性認知症入所者受入加算	1　なし　2　あり	
					栄養マネジメント体制	1　なし　2　あり	
					療養食加算	1　なし　2　あり	
					認知症専門ケア加算	1　なし　2　加算Ⅰ　3　加算Ⅱ	
					重度認知症疾患療養体制加算	1　なし　2　加算Ⅰ　3　加算Ⅱ	
					サービス提供体制強化加算	1　なし　5　加算Ⅰイ　2　加算Ⅰロ　3　加算Ⅱ　4　加算Ⅲ	
					介護職員処遇改善加算	1　なし　6　加算Ⅰ　5　加算Ⅱ　2　加算Ⅲ　3　加算Ⅳ 4　加算Ⅴ	
		年　月　日	4　ユニット型Ⅰ型介護医療院	1　Ⅰ型（Ⅰ） 2　Ⅰ型（Ⅱ）	夜間勤務条件基準	1　基準型　2　加算型Ⅰ　3　加算型Ⅱ　7　加算型Ⅲ 5　加算型Ⅳ　6　減算型	
					職員の欠員による減算の状況	1　なし　2　医師　3　薬剤師　4　看護職員 5　介護職員　6　介護支援専門員	
					ユニットケア体制	1　対応不可　2　対応可	
					身体拘束廃止取組の有無	1　減算型　2　基準型	
					療養環境基準（廊下）	1　基準型　2　減算型	
					療養環境基準（療養室）	1　基準型　2　減算型	
					若年性認知症入所者受入加算	1　なし　2　あり	
					栄養マネジメント体制	1　なし　2　あり	
					療養食加算	1　なし　2　あり	
					特別診療費項目	1　重症皮膚潰瘍管理指導　2　薬剤管理指導 3　集団コミュニケーション療法	
					ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ提供体制	2　理学療法Ⅰ　3　作業療法　4　言語聴覚療法　5　精神科作業療法 6　その他	
					認知症短期集中ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ加算	1　なし　2　あり	
					認知症専門ケア加算	1　なし　2　加算Ⅰ　3　加算Ⅱ	
					重度認知症疾患療養体制加算	1　なし　2　加算Ⅰ　3　加算Ⅱ	
					移行定着支援加算	1　なし　2　あり	
					サービス提供体制強化加算	1　なし　5　加算Ⅰイ　2　加算Ⅰロ　3　加算Ⅱ　4　加算Ⅲ	
					介護職員処遇改善加算	1　なし　6　加算Ⅰ　5　加算Ⅱ　2　加算Ⅲ　3　加算Ⅳ 4　加算Ⅴ	

（別紙１）

介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（居宅サービス・施設サービス）

記入担当者氏名	（電話番号）	事業所名		事業所番号	

※実施するサービスに関して〇を付け、全ての項目に対し該当する番号に〇を付けてください。

提供サービス	適用開始年月日	施設等の区分	人員配置区分	その他該当する体制等		割引
各サービス共通				地域区分	1　1級地　6　2級地　7　3級地　2　4級地　3　5級地 4　6級地　9　7級地　5　その他	
55　介護医療院サービス	年　月　日	5　ユニット型Ⅱ型介護医療院		夜間勤務条件基準	1　基準型　2　加算型Ⅰ　3　加算型Ⅱ　7　加算型Ⅲ 5　加算型Ⅳ　6　減算型	
				職員の欠員による減算の状況	1　なし　2　医師　3　薬剤師　4　看護職員 5　介護職員　6　介護支援専門員	
				ユニットケア体制	1　対応不可　2　対応可	
				身体拘束廃止取組の有無	1　減算型　2　基準型	
				療養環境基準（廊下）	1　基準型　2　減算型	
				療養環境基準（療養室）	1　基準型　2　減算型	
				若年性認知症入所者受入加算	1　なし　2　あり	
				栄養マネジメント体制	1　なし　2　あり	
				療養食加算	1　なし　2　あり	
				特別診療費項目	1　重症皮膚潰瘍管理指導　2　薬剤管理指導 3　集団コミュニケーション療法	
				ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ提供体制	2　理学療法Ⅰ　3　作業療法　4　言語聴覚療法　5　精神科作業療法 6　その他	
				認知症短期集中ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ加算	1　なし　2　あり	
				認知症専門ケア加算	1　なし　2　加算Ⅰ　3　加算Ⅱ	
				重度認知症疾患療養体制加算	1　なし　2　加算Ⅰ　3　加算Ⅱ	
				移行定着支援加算	1　なし　2　あり	
				サービス提供体制強化加算	1　なし　5　加算Ⅰイ　2　加算Ⅰロ　3　加算Ⅱ　4　加算Ⅲ	
				介護職員処遇改善加算	1　なし　6　加算Ⅰ　5　加算Ⅱ　2　加算Ⅲ　3　加算Ⅳ 4　加算Ⅴ	
	年　月　日	6　ユニット型特別介護医療院	1　Ⅰ型 2　Ⅱ型	夜間勤務条件基準	1　基準型　2　加算型Ⅰ　3　加算型Ⅱ　7　加算型Ⅲ 5　加算型Ⅳ　6　減算型	
				職員の欠員による減算の状況	1　なし　2　医師　3　薬剤師　4　看護職員 5　介護職員　6　介護支援専門員	
				ユニットケア体制	1　対応不可　2　対応可	
				身体拘束廃止取組の有無	1　減算型　2　基準型	
				療養環境基準（廊下）	1　基準型　2　減算型	
				療養環境基準（療養室）	1　基準型　2　減算型	
				若年性認知症入所者受入加算	1　なし　2　あり	
				栄養マネジメント体制	1　なし　2　あり	
				療養食加算	1　なし　2　あり	
				認知症専門ケア加算	1　なし　2　加算Ⅰ　3　加算Ⅱ	
				重度認知症疾患療養体制加算	1　なし　2　加算Ⅰ　3　加算Ⅱ	
				サービス提供体制強化加算	1　なし　5　加算Ⅰイ　2　加算Ⅰロ　3　加算Ⅱ　4　加算Ⅲ	
				介護職員処遇改善加算	1　なし　6　加算Ⅰ　5　加算Ⅱ　2　加算Ⅲ　3　加算Ⅳ 4　加算Ⅴ	

サービス種類	届　出　の　種　類	添　　付　　書　　類
訪問入浴介護	特別地域加算	【添付書類不要】
	中山間地域等における小規模事業所加算	・中山間地域等における小規模事業所加算に係る算出表（参考様式３）
	サービス提供体制強化加算	・サービス提供体制強化加算に関する届出書（別紙１２） ・従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（別紙７－１） ※届出日前一月のもの ・人材要件に係る算出表（参考様式４）
	介護職員処遇改善加算	※訪問介護の「介護職員処遇改善加算」に関する添付書類をご参照ください。